

令和3年 第3回相楽東部広域連合議会定例会

日時 令和3年12月10日（金）
9：32～14：28

～速記録～

◎ 議長（岡田 勇）

皆さん、おはようございます。議員の皆様には、何かとご多忙のところご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。本定例会に付議されました案件については、円滑な議事の運営にご協力をお願い申し上げます。ただいまから、令和3年第3回相楽東部広域連合議会定例会を開会します。広域連合長、挨拶。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

皆さん、おはようございます。本日は、令和3年第3回相楽東部広域連合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては何かとご多忙の中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症については、感染状況は落ち着いているところですが、南アフリカで最初に報告された新たな変異株「オミクロン株」の感染が世界中に広がっており、日本国内においての感染者が出てきております。「オミクロン株」については、まだまだ分からないところもありますが、引き続き、感染対策を徹底しながら状況を注意深く見守っていく必要があると考えます。さて、本定例会におきましては、令和2年度決算の認定、第3号の補正予算、工事請負契約の締結の件につきましてご審議をお願い申し上げるものでございます。何とぞよろしくご審議いただきまして、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。本日は、誠にご苦労さまでございます。

◎ 議長（岡田 勇）

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。日程第1、議席の指定を行います。議席は、ただいまご着席の議席とします。日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、2番、向出 健議員、3番、頭鬼久雄議員を指名します。なお、以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。日程第3、会期の決定を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定をいたしました。日程第4、

閉会中の委員会調査報告を行います。初めに総務厚生常任委員長、梅本章一議員。

◎ 総務厚生常任委員長（梅本 章一）

それでは、総務厚生委員会報告を行います。総務厚生委員会からの報告は、11月29日午前9時30分から和東町体験交流センター会議室で開催をしました。まず、令和2年度一般会計歳入歳出決算概要についての説明を受けました。次に、令和3年度第3回相楽東部広域連合議会定例会の概要につきまして、令和3年度相楽東部広域連合一般会計補正予算(第3号)(案)及び工事請負契約の締結についての件につきまして説明を受けました。主な質疑では、事業系一般廃棄物処理手数料につきまして、また、選挙管理委員会費につきましての質問が出されました。以上で、11月29日に開催をされました総務厚生常任委員会の報告とさせていただきます。

◎ 議長（岡田 勇）

続きまして、文教常任委員長、畑 武志議員。

◎ 文教常任委員長（畑 武志）

改めまして、皆さんおはようございます。文教常任委員会の報告を行います。本委員会では、11月29日午後1時30分から和東町体験交流センター会議室で開催いたしました。まず、令和2年度一般会計歳入歳出決算概要についての説明を受けました。次に、令和3年第3回相楽東部広域連合議会定例会の概要について、令和3年度相楽東部広域連合一般会計補正予算(第3号)(案)及び工事請負契約の締結についての説明を受けました。主な質疑の中身でございます。各小中学校に設置するCO₂モニター及びアクリル板についての質問が、また、和東中学校のスクールバス運行に関する質問が、それぞれ出されました。以上で、11月29日に開催いたしました文教常任委員会からの報告を終わります。

◎ 議長（岡田 勇）

以上で報告を終わります。日程第5、一般質問を行います。質問時間は、答弁を含め30分以内ですが、質問及び答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可しません。1番、村山議員の発言を許します。

◎ 1番（村山 一彦）

それでは、通告に基づき一般質問をさせていただきます。私は、相楽東部連合議会は初めてですので、東部連合についての質問をさせていただきます。まず、東部連合設立の経緯についてご説明をお願いいたします。そして、教育委員会の連合はほかにもあるのですか。答弁願います。次に、連合教育委員会は10年過ぎましたが、総括されたのか答弁願います。ちなみに、和東町の令和2年度の教育総務費は2億2,441万円計上されてい

るが、教育委員会連合設立前年度、平成20年度の計上額は幾らですか。次に、連合教育の年度別目標を挙げておられるが、各学校に周知されておられるのか答弁願います。そして、前の質問の関連になりますが、平成30年度から3年間挙げている年度別目標「連合の連合による連合のための人づくり」、これはどう捉えたらいいのですか。ご説明願います。続いての質問ですが、教師の仕事は過酷と聞いています。ブラック職業というメディアもあります。働き方改革は進んでいますか。次に、モンスターペアレントと言われる保護者に対する対応マニュアルは作成されていますか。答弁願います。次に、全国的に問題になっているいじめ問題ですが、私たち素人がいつも思うのは、なぜ、学校・教育委員会の対応が遅いのか。旭川で起こったいじめ問題は特にひどい。子どもより組織を守る意識があるのではと、勘ぐらざるを得ない。いじめを認めたら、校長の評価が下がるのですか。最後に、教育長、1年に1度でいいから各町村議会に出席願いませんか。教育は、最も重要と考えます。全ての議員が関われるよう、機会をいただきたい。以上、よろしく願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

村山議員のご質問にお答えいたします。私からは1番、相楽東部広域連合の設立の経緯、2番、広域連合で教育委員会を設置している事例、3番、連合教育委員会の総括、そして10番、教育長の構成町村議会への出席についてお答えいたします。まず、1番目の相楽東部広域連合の設立の経過につきましては、平成11年から全国で人口減少、少子高齢化等の社会情勢の変化や、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的として市町村合併、いわゆる平成の大合併が進められていました。当時の相楽郡管内では、旧木津町、加茂町、山城町による合併が行われましたが、相楽東部3町村は、その合併には参加することができなかったところでございます。相楽東部3町村は、当時、三位一体改革による交付税の制限、税収の減少、人口減少などにより危機的な財政状況にありました。3町村は、それ以前から事務の共同化や職員の不補充等により経費削減に努めてきましたが、それも限界に近づきつつある中で3町村の区域を越えた多様で広域的な行政需要に対応し、よりよい住民サービスの提供や住民福祉の向上を図っていくためには、各町村の特性を生かした創意工夫を反映するとともに、3町村が連携して一体的に事務の効率化に取り組んでいく必要が生じたところでございます。特に、教育の分野では既に笠置町と南山城村において、一部事務組合による中学校を既に設置、運営しているところであり、教育委員会の全体を統合することにより学校間交流による視野の拡大、相互の長所の活用による教育効果の向上、事務局一体化による人件費等の削減による財政効率化につながることで、また、保健福祉関係の協議会組織を統合することについても、各町村の特色

を活用しながら人材の有効活用、人件費の削減による財政効率化の効果も期待できると考え、平成20年12月に相楽東部広域連合を設立することになったものでございます。なお、教育委員会の統合は平成21年4月以降となっております。次に、2番目の広域連合で教育委員会を設置している事例についてですが、最新の総務省地方公共団体間の事務の共同処理に関する調べ（平成30年）によりますと、教育関係の事務を行っている広域連合は当連合を含めて全国で6団体ありますが、他の5団体は、いずれも学校給食や社会教育などの一部の事務のみを行っているものであり、教育委員会全体の設置、運営を行っているのは当連合のみとなっております。次に、3番目の連合教育委員会の総括についてですが、教育委員会も含めて連合全体について、当連合ができて4年目を迎え平成24年度から相楽東部広域連合の参与が中心となり、構成町村職員、連合職員、そして京都府山城広域振興局、京都府自治振興課をオブザーバーに加わっていただいて、相楽東部広域連合3年の検証を行い、連合設立の効果、今後の課題等について検証したところであり、また、連合設立10年目にあたる平成30年度に、連合全体のこれまでの決算状況や取組について振り返りを行ったところでございます。なお、教育委員会の事務につきましては、毎年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、管理執行の状況の点検及び評価等を行っているところでございます。10番目の教育長の構成町村議会への出席についてですが、広域連合は、事務の共同処理の一つの手法として地方自治法に定められているものがありますが、広域連合が成立すると共同処理するとされた事務は構成町村の権能から除外され、広域連合に引き継がれるとされています。そのことから、教育委員会の事務については、広域連合が設立された段階で構成町村の事務ではなくなっていることから、教育長は構成町村の議会に出席する権限はないと考えます。また、議会の調査権については、地方自治法において当該地方公共団体の事務に関してのみ調査を行うことができると定められていることから、構成町村の議会に連合教育委員会への調査権も及ばないと考えます。私からは、以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

続いて、堀副連合長。

◎ 副広域連合長（堀 忠雄）

私から、4番の平成20年度の和東町の教育費についてお答えをさせていただきたいと思います。和東町の連合教育委員会設立の前年度にあたる、平成20年度の和東町の教育費の決算額は1億6,783万7,000円となっております。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

続いて、教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

おはようございます。よろしくお願いいたします。相楽東部広域連合における教育目標及び内容等に関することについて、私の方からお答えいたします。まずは、連合の教育における年度別目標についてです。連合の教育の基本方針、基本理念が究極の目標であるのに対し、年度別目標は、そこに達するための短期目標と言えます。よって、毎年度末に1年間の成果と課題を総括し、新たな課題や社会状況の変化に適切に対応すべく、教育委員会議を経て次年度の目標及び重点事項を設定しております。3月には、新たな目標等を示した連合の教育の重点を策定し、校長会にて説明をします。校長は、職員会議で教職員に下ろして共通理解を図っているところです。ちなみに、本年度の目標はwithコロナの中でも連合ならではの人づくりです。各校では、感染予防に十分配慮しながら日常の教育活動をはじめ、運動会、体育大会、臨海学習、修学旅行等の行事にも小回りの利く連合の良さを生かして取り組んだところでございます。なお、平成30年度から3年間にわたって目標としました「連合の連合による連合のための人づくり」の趣旨について説明させていただきます。学校教育、社会教育とも最終的に目指すところは人づくりであり、広域連合設立以来の基本方針としています。教育の最たる機能というべき人づくりを3つの視点からとらえたのが、この目標です。連合の人づくりとは、ほかでもない連合が権限を有する人づくりということです。連合による人づくりは、連合が自分たちの手で行う人づくりを指しています。そして、連合のための人づくりは、連合の将来を担う人づくりに努めようというところです。要は、地方創生の実現に向けて教育がその責任の一端を果たすべく、連合ならではの学校教育、社会教育を推進していこうというものです。この方針は、今でも変わっておりません。次に、教職員の働き方改革の進捗状況についてです。教職員の長時間勤務につきましては、数年前から服務上の大きな課題となり、連合教育委員会としましても平成29年に働き方改革推進会議を立ち上げ、令和元年には教職員の働き方改革実行計画の策定、また、山城管内の他の市町に先駆けて勤務時間の上限に関する方針を定めて、深刻な勤務実態の改善に取り組んできました。具体的な施策としましては、業務改善、共同による事務処理、ノー残業デーの設置、部活動の見直しと改善、夜間の電話対応、出勤時刻管理システムの導入等です。さらに、京都府から各校にスクールサポートスタッフが配置され、これらの取組によって教職員の退勤時間も徐々に早くなってきました。令和2年度の月別平均超過勤務時間数は、少ない学校で32時間、多い学校で44時間となっています。超勤時間の上限は、1か月45時間以内、年間360時間としていますが、実行計画では令和5年度達成に向けて3段階の目標を設定しております。本年度は、その2期にあたり、1か月60時間以内100%、45時間以内80%を目標とし、そのためにも午後7時30分までの退勤の徹底を促しているところです。7月、8月は5校ともほぼ達成をしましたが、9月に入ると体育大会、運動会等の学校行事のため増加しているのが現状です。少ない学校で29時間、多い学校で49時間となっております。今後も、効果的な対策を練り改革を進めていきたいと考えております。続いて、保護者の苦情対応につ

いてです。管内の各校におきましては、ボタンの掛け違いによるトラブルは時にはありますが、いわゆるモンスターと呼ばれる保護者は存在しません。従いまして、教育委員会が対応マニュアルを策定するように指示もしておりませんし、また、各校とも独自のマニュアルを備えているわけではありません。ただ、保護者対応の基本方針につきましては、当然、学校間で共通理解を図っております。その第一は、学校は日頃より保護者との信頼関係のもとに、その信託と期待に応える学校運営を展開することです。そのためにも、教職員は保護者との良好な関係の維持に努めなければならないというように思っております。また、保護者からの苦情に対しましても、まずは、しっかりと耳を傾けること、共感的な態度で親身になって対応すること、保護者とともに子どもを中心に据えた解決策を見出すことなどが基本です。また、困難な課題につきましては、当該教職員に任せるのではなく、全教職員で共通理解し、チームを組んで解決に向かうことが大切です。校長会等で、共通理解を図っているところです。最後に、いじめ問題に関してです。広域連合では、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する決して許されない人権侵害であるという認識の下、学校教育の重点事項の一つで取り組んでいます。ただ、昨今の社会情勢や学校教育の課題を踏まえると、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るという現状を認識しなければなりません。よって、いじめ問題が起こったからといって、校長が、即、評価を落とすようなことはありません。しかしながら、いじめ問題の三原則、未然防止に向けた道徳や人権学習の充実、教職員の気づく力による早期発見、問題が発覚したときの早期対応など、これらが怠っていれば、校長をはじめ、その学校が当然責任を責められるべきであります。広域連合には、もちろんそのような学校や校長は存在しておりません。以上で、答弁とします。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

村山議員。

◎ 1番（村山 一彦）

ありがとうございました。質問に、順番じゃなしにちょっとばらばらになると思います。が、まず総括については、10年経ったから総括ではなしに段階的にやっておられるようなことをおっしゃられました。しかし、その検証された総括、検証の結果というものが皆さんに届いているのかどうか。住民の方も分かっておられるのかどうか。要するに、連合の中だけで分かっておられるのでは、それはちょっと違うと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

◎ 議長（岡田 勇）

連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

これまで、大きくは2回やっておりますし、今後の検討ということで在り方ということで、各選択肢のメリット・デメリットの整理とか、そういったことで検証はしております。ただ、これが管内の住民の方にそれが徹底して報道されているかということにつきましては、「れんけい」なり、そういったところで検証した結果を報告するというふうにできればいいかなというふうに思いますが、これで、こういった検証をしていますという場は今のところはありません。

◎ 議長（岡田 勇）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

先ほどもありましたように、教育委員会に関する事務の点検報告書、これなんですけど、これ毎年評価をしていただいて、これを冊子にしたものと、それからホームページにこのことは全部記載をしておりますので、地域住民の皆様にも見ていただけているというふうに思っております。

◎ 議長（岡田 勇）

村山議員。

◎ 1番（村山 一彦）

堀副連合長にお願いしておきたいのですけれども、先ほどお聞きしたように、教育総務費が平成20年は1億6,700万、令和2年が2億2,400万、かなり増えてますね。その辺のことを、なぜ、こうなっているのかということの原因といえますか、その辺のことは一応見ておられるのかどうか、答弁願います。

◎ 議長（岡田 勇）

堀副連合長。

◎ 副広域連合長（堀 忠雄）

ただいま、村山議員からいただきましたご質問に答えさせていただきたいと思います。教育委員会の経費については、施設の拡充とか学校施設の改修時期や国の施策等の影響を受けるという投資的経費という、そういったものを含めて、今、答弁いたしました。比較するのは、経常経費をどうあるべきか、ここを比較しないと、時には修繕が入ったとか、今やったらいろんな教育の内容も変わります、そういうこともありますので、そういう経費を除いて経常経費、それを調べてみますと、いわゆる令和2年度については、平成2

0年度と比較いたしますと1, 219万5, 000円という、これ経常経費ですと減額されております。そういうことになっておりますので、ご理解の方よろしくお願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

村山議員。

◎ 1番（村山 一彦）

ありがとうございます。先ほど、年度別目標ということについて質問させていただきました。そして、この連合教育の重点という、これを目を通させてもらっているんですけど、ちょっと連合をあまりにも意識し過ぎたつくりじゃないかと思うんです。先ほど「連合の連合による連合のための人づくり」についてご説明はいただきました。もっと簡単に友達をリスペクトしようとか、簡単な目標の方が心に響くんじゃないかと思います。だから、そういうようなことも今後の目標づくりの参考にしていただけたらと思います。それと、要するに働き方改革について質問させてもらいました。せんだっての新聞に載っていたんですけど、国立大学の20法人が附属校の教員の時間外勤務に対する割増賃金の未払いがかなりたくさんあったということが新聞に載っていました。要するに、サービス残業をやっておられると思うんです。それで、先ほど教育長が少ないところで32時間、多いところで44時間ということで答弁いただきました。実際、私が聞いている昔の先生ですね、学校で遅くまで仕事をして家に仕事を持って帰って、まだやっているというようなことで、サービス残業がかなりひどかったと思います。だから、ブラック職業というようなことを言われると思うんですけど、実態として、その辺はあるんじゃないですか、どうです。

◎ 議長（岡田 勇）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

実際、まだ、仕事を家に持って帰ってやっているという教職員は、まだ、ゼロではないというふうには思っております。ただ、できるだけ勤務時間内ということを考えているんですが、まだ、中学校の場合とかは部活等もありますので、なかなかそういうわけにはいきません。だから、いろんな働き方改革の施策を実はプロジェクトチームを立ち上げながら、そこで情報交換しながら教育委員会と学校とが一緒になって、少しでも早く帰られるように、退勤時間を早めるように取組を進めているところです。

◎ 議長（岡田 勇）

残り5分です。村山議員。

◎ 1番（村山 一彦）

貴重な質問時間をいただいておりますので、私の教育に関する考え方というのをちょっとお話ししてもらいたいんですけど、今は連合で教育をやっておられると、行政的な面が多いんじゃないかと思います。しかし、やはり教育は行政の効率化に合わせるものじゃない。教育は別のものだと思っています。どこの地域でも教育事情、そして風土というものが違います。これを一緒にしようと思ったら大変難しいかと思っています。今年ですか、亡くなられた半藤一利さんという作家の方がおられるんですけど、その方が言っておられるのは「国を興すのは教育である。経済ではない。」と言っておられます。そして、大分昔ですけど、目にした記事なんですけど、第二次世界大戦後、東南アジアもかなりひどい目に遭わされました。いち早く復興がなったのは、教育に力を入れた国が復興をいち早く果たしたという事例があると聞いております。だから、行政の効率化に合わせるんじゃなしに教育はするものだと思っていますので、私の考え方を述べさせていただきました。そして、先ほど教育長の議会への出席は義務はないとおっしゃいました。ところが昨年、タブレット端末の導入の予算が議会に上がってきました。それについて、どういう使い方をされるのか聞きたかったんですけど聞く人がいない。だから、こういうことで質問があるかどうか分かりませんが、1年に1度ぐらい教育長の出席を望みたいと思うんですけど、教育長自身はどう思っておられますか。

◎ 議長（岡田 勇）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

議会に出る、出ないというのは、なぜ縛られているのかあると思います。私としましては、いつでもこういう質問とかがありましたら、どんどんどんどん出させていただきたいですし、例えば議会ではなくて、どうしてもこんなことが聞きたいから来てくれということがありましたら、当然行かせてもらいたいというふうに思っております。

◎ 議長（岡田 勇）

村山議員。

◎ 1番（村山 一彦）

ありがとうございます。最後に教育長、先ほどモンスターペアレントという方は地域にはいらっしやらないということなんですけど、以前、私、PTA会長をやっているときに和東中学校で先生の暴力沙汰があったと、たばこを吸っている生徒をたたいたということで、身内の方が警察に訴えたという件がありました。そのときも、先生にPTA全員招集

かけます。それは、先生悪くないというようなことで行こうと思ったら、こちらで処理しますということでPTAの出番はなかったんですけど、だから、ちょっと私が思うのは学校の先生ってちょっと仲間意識が強いというのか、身内意識が強いというのか、もうちょっと解放していただきたいと、心を解放していただきたい。何でも自分らで解決するんじゃないし、このモンスターペアレントの件はどこでもあるわけです。だから、こういうときは、対応は2人以上で対応して、あと言質を与えないということをやっていただきたいので、そのような対応を今後考えていただきたいと思います。以上、質問を終わります。

◎ 議長（岡田 勇）

以上で、村山議員の質問を終わります。続いて、11番、大倉議員の発言を許可します。大倉議員。

◎ 11番（大倉 博）

それでは、一般質問をさせていただきます。質問に入る前に、前段というか全体的なことを若干申し上げてから入りたいと思います。令和2年6月に、2040年に向けた地方自治体の羅針盤とも言うべき第32次地方制度調査会の答申が出されました。京都府も現在、これ取り組んでおられますが、中身は地方行政体制の在り方と、要するに2040年には日本の高齢化率が一番ピークになるということで、こういったことにされたわけなんですけども、日本の人口構造が先ほど言ったように、団塊の世代がちょうど90歳ぐらいを迎えるそこが一番ピークになるということでございます。その中で、いろんな課題が山積されるということで、そこに書いております基本的な認識等5項目が書かれております。これは、ここでいろいろ言うのは時間的に問題がありますので言いませんが。さて、2040年には、3町村は最大60%の減少が見込まれています。笠置町にとっては、速報値に書いてますけども確定で1,144人となっております。このままでいけば、2040年には600人台と見込まれる。3町村でも4,000ぐらい台と予測されます。人口減少が進めば役場の職員も減り、単独で行政サービスを行うのは難しくなる。ある報道関係は、平成の大合併の最近の検証調査で、合併は必要と半数に迫るとあります。先ほど言いました、令和2年の国勢調査の確定値は笠置町が1,144、和束町が3,478、南山城村が2,391、過去4回やった平成12年の国勢調査では、3町村の人口は約1万1,000です。そして、令和2年の国勢調査では7,000です。平成12年から令和2年で、4,000人が減っております。こういった状況で、先ほど言いましたように6割最大減少が見込まれているわけなんですけども、そういった中で、その減少率も、この前の国勢調査では、笠置町は16.4%、和束町が12.1%、南山城村が9.8%となっております。京都府下では、そういった数字になっております。次に、質問に移りますが、3町村では、教育は町村にという声がいまだにあります。教育委員会の在り方を問います。教育委員会は現状のままで行かれるのか。各町村に戻されないのか。また、笠置町、南山

城村に分室が置かれているのは必要なのか。3町村で一括の教育委員会でよいのではないのか。この連合ができたときには、この1年後ぐらいには分室がなくなり一括になるというような話も聞いております。その点、お聞きします。次に、産業会館になぜ教育委員会の分室が入り、図書を置かれているのか。もともと産業の振興で建設された建物である。今は、コロナでイベント等がありませんけども、1階のフロアで展示物や休憩場所、町民・観光客の憩いの場でもあります。また、笠置町の防災マップで避難所に指定されている。指定避難所は、小学校、産業会館、つむぎてらすです。町民の災害時における重要な場所でもあります。どのように考えておられるのか、お聞きします。次に、笠置小学校は現在22人、保育所11人、来年度は小学校19人、保育所9人の予定です。このままでいけば、ますます減少が見込まれますが、笠置町の小学校の在り方にはどのように考えておられるのか。先日いただいた監査委員の審査でも、少子高齢化に伴う児童数・生徒数の減少などが依然として続いており、そういったことも審査意見で述べられています。そして最後に、これまでの小中連携を深め、義務教育9年間を見通した一貫性のある教育環境づくりを推進されたいと審査意見でも述べられています。参考に、宇治市の笠取小学校と笠取第二小学校のことを書いておりますが、この笠取小学校は18人ですけども、校区内の生徒は現在1人で、17人は宇治市の中心地からスクールバスで来ているということなんです。そして、宇治市の笠取第二小学校は、去年は1年生がゼロで、今年がやっと1年生が入って10人ということで、ちょっとよく宇治市のことをよく知りませんが、京都府下では、この笠取第二小学校が最小の学校だそうです。これは、宇治市がどういうふうにされるのかわかりませんが、そういったことでも笠取小学校が校区で1人しかおられない、本当に宇治市内からスクールバスで17人が来られている現状があります。そして3町村の小学校、平成25年当時はこのような数字になっておりますが、これはなぜ参考に書いたかといいますと、私、当時、笠置で小学校はどんどん減っていくのに、どのようにされるのですかと質問したことがあるんですけども、その当時の町長は1人でも残すとおっしゃってびっくりしたんですけども、いまだにそういった町民の方が言われた方があります。本当に教育というのは大事なんです。どうかその辺のところを考えていただきたいと思います。次に、相楽広域事務組合は、広域圏事業の今後の在り方検討会設置要綱に基づき、昨年、市町村の各課長さん等により5回にわたり広域事業の在り方を検討され、昨年10月には中間報告をなされ、来年1月には最終答申が出される予定であります。また、相楽中部消防の新築移転が進められ、令和7年度に新庁舎での業務予定があります。それに伴い、木津町にあります木津西出張所が廃止予定、山城出張所もいずれ道路が拡張というか、道路ができれば廃止予定で進めておられます。だから、木津川市管内では加茂出張所だけが残るわけです。そして、今、相楽広域事務組合のことを言いましたけども、東部連合も相楽広域事務組合のように一度、東部連合の在り方というか、一遍見直しをここでやっていただければありがたいと思いますが、先ほど質問しましたことには、すぐには小学校の問題とか教育の在り方とかいろいろ産業会館のことを言いましたけれども、こ

れは、今すぐには答弁はできないと思いますけども、もし、そういった方向性をもらえたらいいと思いますが、よろしく願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

5番、坂本君。

◎ 5番（坂本 英人）

5番、坂本です。これ事務局ね、質問の調整とかはしてるんですか。町のことも混在している、教育委員会のことは混在している、どこに対する質問なんですか。

◎ 議長（岡田 勇）

ちょっと、坂本議員。そういう質問は、これが終わったら。質問と一緒にですよ、聞いているということは。聞くということは、質問と一緒になんです。だから、あなたはもっと後の場所のときに言ってください。今は、一般質問。

◎ 5番（坂本 英人）

休憩して、全協開いてもらったらいいですよね。

◎ 議長（岡田 勇）

それは皆さんに聞いてください。今の坂本議員が、全協を開いてくれという申し出がありました。どうですか。久保議員。

◎ 9番（久保 憲司）

一応、この一般質問については、総務というか、議運の方で事前に議論をされて、全て一般質問の内容はチェックをしております。その中で、この形で一般質問していただくという結論になっておりますので、あえてここで全員協議会を開いて質問の良しあしについて議論をするということには、議運としては賛成できません。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

今の久保議員の申出ですか、回答ですか、そういうことをおっしゃいましたが、それについて、西議員。

◎ 8番（西 昭夫）

8番、西です。議運の委員長として、ちょっと一言申し上げます。坂本議員の言うこともよく分かるのですが、その議運のときに久保議員が言わはったみたいに、そのことも話に出ましたし、事務局の方にもこの質問のことに對してはやり取りしてほしいというふう

をお願いしたと思いますし、そこで議長が、この質問を受けておられる以上、僕も全協を今する必要はないと思います。

◎ 議長（岡田 勇）

私の見解ですけれども、一般質問というのは通告制であります。だから、それが終了した時点で議運なり全協を開くなりしても結構ですけども、途中で質問か意見か分かりませんが、されることについては、これは認められません。今、たまたま私は認めたかたちにしましたけれども、実際は一般質問が終了した時点で私が全協でも開きましようかという申出をしますので、取りあえずこのまま進みます。それでよろしいですか。それでは答弁、連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

大倉議員のご質問にお答えいたします。私からは、教育委員会の在り方と東部連合の在り方の検討についてお答えさせていただきます。まず、教育委員会の在り方についてですが、当連合については、先ほどの村山議員の質問で答弁しましたとおり、木津川市の合併に参加することができなかった。交付税の削減、税収の減少、人口減少などによる危機的な財政状況であった。3町村は、それ以前から事務の共同化や職員の不補充等により経費削減に努めてきましたが、それも限界に近づきつつあったという状況の中で、3町村の区域を越えた多様で広域的な行政需要に対応し、よりよい住民サービスの提供や住民福祉の向上を図っていくためには、各町村の特性を生かした創意工夫を反映するとともに、3町村が連携して一体的に事務の効率化に取り組んでいく必要があったことから、教育委員会を広域連合で設置、運営することになったものでございます。現在においても、状況に大きな変化はなく、議員ご指摘のとおり、今後、人口減少が進めば役場の職員も減り単独で行政サービスを賄うのが難しくなることも考えられることから、教育委員会は町村単独で設置、運営するのではなく、現状の広域連合の枠組みで設置、運営していくべきであると考えます。また、教育委員会の笠置町、南山城村分室については、地元の生涯学習事業の推進事務局を担当しており、文化・体育協会やサークル連絡会などの支援の充実に重要な役割を担っており、また、地域住民の憩いの場であり、拠り所としての役割を果たしていることから、住民の利便性を考えるという視点において、引き続き、運営維持することが必要であると考えます。次に、東部連合の在り方の検討についてですが、議員ご指摘の管内の一部事務組合において、今後の在り方等の検討が進められていることは当然ながら承知しております。検討されている団体については、それぞれ相楽郡広域事務組合については広域圏、ふるさと市町村圏、振興事業等をどうしていくのか。相楽中部消防本部については、現行の消防本部が浸水想定エリア内に立地し浸水の懸念があることや、老朽化、耐震性能の不足という課題があったことから、在り方や組織再編等について検討されているものでございます。当連合においても、例えば、相楽東部クリーンセンターの地元協定へ

の期限を迎えるにあたり、相楽東部広域連合及び笠置町、和東町、南山城村におけるごみ処理検討委員会を設置するなど、これまでから他の団体と同様に課題等があれば検討する場を設けていくところではありますが、連合の在り方そのものを検討していくことは、今のところ考えておりません。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

中副連合長。

◎ 副広域連合長（中 淳志）

皆さん、おはようございます。私の方からは、ただいまの大倉議員の質問に対して2つお答えしたいと思います。1つ目は、産業振興会館に教育委員会の分室が入って図書館が並置されていること。2点目は、笠置小学校の今後の在り方についてでございます。産業振興会館に教育委員会の分室が入り、図書館が並置されているということについて、これは笠置の中央公民館が廃止されて教育委員会と図書室を移転する必要が生じたと、ただし、笠置町には公設の施設が乏しく、教育委員会と図書室を産業振興会館に移設するという判断をされたわけでございます。避難所として、産業振興会館は指定されておりますけれども、1階の会議室や和室、2階ホールが利用可能であり、そこを利用していくということになっております。図書館の貸し出しについては、従前よりも増えているということなので、現在のところ移転は検討しておりません。2点目、笠置小学校の在り方についてでございます。少子高齢化については全国的な問題であり、笠置町も急激な人口減少が進んでいるところでございます。町といたしましては、関係人口を増やし空き家対策を行い、子育て環境を充実していくなどの対策が急務であり、そのため単式学級の維持は続けたいと考えております。なお、空き家バンク登録は一定の成果が上がってきており、子育て環境の充実については、今後も京都府と連携しながら様々な施策を研究、実施していく予定でございます。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

笠置小学校の今後の在りようについて、教育委員会としてお答えさせていただきます。議員ご指摘のとおり、平成25年度の34名から急激に減り続け、令和元年度26名、2年度24名、そして本年度は22名、来年度は、現段階では20名と2名ずつ減少しています。急激な社会の変化に伴い、児童・生徒の激減は、学校教育活動の展開に影響を及ぼしている現状が否めません。この間、人口減少に対応すべく一般行政施策を打てない教育委員会としましては、小規模校の特色を生かした学校づくり、魅力ある学校づくりを通し

て、この課題に立ち向かうべく努力を積み重ねて来たところです。とりわけ、笠置小学校では町当局及び議員の皆さんのご理解によって単級学級を維持させていただき、地域学校協働本部の手厚い支援の下、ふるさと学習、落語学習、和太鼓、高齢者との交流等に力を注いできました。これらの取組によって、子どもたちは地域に愛着を持ち、生きる力を身につけてきました。学習面におきましても、少人数のよさを生かした個に応じた指導により、本年度の全国学力テストでは国語、算数とも全国平均を大きく上回っております。このように、見れば分かる学校づくりに徹していますが、近隣の市町から連合の学校に通わせたいという声なかなか届かないのが現実です。だからといって、すぐにも学校の統廃合に向かわなければというものではないと思っております。現在の児童数は、学校の教育活動に支障は来しているものの、全く教育活動が成り立たないというところまでは至っていないと考えています。現に京都府内では、20人前後の児童数でもすばらしい教育実践を展開している学校が数校あります。よって、日々の教育活動に無理が生じるようになった場合は、存続か統廃合かの選択を余儀なくされると思います。そのときは存続、統廃合、それぞれのメリット、デメリットを十分協議し、今後の方向性を具体化していかなければならないと思います。ただ、そのことを最終的に決定するのは教育委員会ではなく、笠置町の皆さんだと思っております。その際には、教育委員会は地域の思いや願いを尊重して、しっかりと後押ししていきたいというふうに考えております。そのためにも、今は目の前にいる子どもたちの教育環境の整備に最善を尽くさなければなりません。学校は、地域学校協働活動とコミュニティスクールの一体的推進の下、一層特色ある学校、魅力ある学校づくりに努めることです。さらには、連合の子どもたちが学年ごとに定期的に一堂に会する合同学習の充実を図ることです。とりわけ日頃は3、4人で授業を受けている笠置児童にとって、30人学級を経験するつながり学習は極めて有効な、連合だからできる学習スタイルです。先日、土曜活用の一環として保護者や地域の皆さんの参加のもとに、恒例の笠置小フェスタが開催されました。5、6年生の9名が人口増加を目指してと題して、笠置町の活性化に向けた方策について活発な討論を行いました。子どもらしい発想の中にも、大好きな笠置町を真剣に思う気持ちが十分に伝わってきました。子どもたちは、これからもふるさと笠置が、そして母校が元気であってほしいと願っています。教育委員会としましては、今後も子どもたち一人一人に寄り添い、誰一人取り残すことのない教育を進めるべく、環境の整備、充実を努めていきたいと考えております。議員の皆さんのご理解・ご協力をいただきますようよろしくお願いをします。

◎ 議長（岡田 勇）
大倉議員。

◎ 11番（大倉 博）
先ほど、連合長から1番の答弁で連合でやるべきと、分室が利便性があるという話でし

たけども、先ほど言ったかどうか忘れてしまいましたが、この連合ができたときに分室はなくして1年後には1つというか、そういう話があったと私も聞いております。ほかの人にも聞いたら、そういうことをおっしゃる方がおりました。やはり、先ほど言ったように、審査意見でも述べられているように、要するに少子高齢化になって財政がどこの市町村も大変だと思うんです。審査意見でも述べたように、不要な負担金を求めることにより構成町村の財政を圧迫することのないようにという審査意見が述べられております。まさしくそうなんです。これから、先ほど言ったように、5年間で1,000人減っているわけですね。今の4回国勢調査を見た場合。今後、どういうふうになるか分かりませんが、だから、今からそういうことを手だてをやっていただきたいというのが私の意見です。これはまた、連合長が答弁なかなか難しいと思う。3町村の連合ですから、その中でまた決めていただいたらいいんですけども、早急にそういったこととか、それから小学校の問題、だから、そういった問題等も、例えば、私どもは昭和36年に笠置中学校を卒業したんですけども、そのときにはもう組合立、村と一緒にしていました。つまり、いつからなつたか知らないですけども、当時から組合立でやっていました。我々の当時は、1学年で70人ぐらいおったんです。2クラスあったんです。だから、今を見ていたら本当に人数が少ないから寂しいなという感じがするんですけども、いずれまたこれ、例えば、中学校がそういうふうには組合立があるから小学校もPTAとか町民の方の意見とかいろいろあるから、利害関係があるかも分かりませんが、そういった検討とかやっていたらと連合で思うんですけども、そういう意味で最後に東部連合議会の在り方ということを検討されてはいかがかということを書いております。だから、一遍そういったことを議論を本当に真剣にこれだけの少子高齢化、人口減少、財政逼迫、大変な時代になってきます。どうか、この東部連合の在り方の検討というのを真剣に、今までやられたか分かりませんが、真剣にやっていただきたいと思えます。そうでないと、3町村、これ本当に財政事情、何遍も言いますが人口減少もちません。これで、質問を終わります。答弁は結構です。

◎ 議長（岡田 勇）

大倉議員の質問が終了しました。ただいま一般質問の途中ではありますが、ただいまから10時50分まで休憩をいたします。

（休憩 10：40～10：50）

◎ 議長（岡田 勇）

休憩を解き、一般質問を続けます。3番、頭鬼議員の発言を許可します。頭鬼議員。

◎ 3番（頭鬼 久雄）

3番議員の頭鬼です。議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして質問をい

たします。1、学校教育におけるいじめ問題について。10年ほど前、大津市においていじめによる自殺がありました。学校・教育委員会は認めませんでした。新しく当選した大津市長はこれを認め謝罪した結果、解決に至りました。また、今年の3月、北海道の旭川で女子中学生の凍死事件がありました。前の学校でいじめられ、川へ入らされ自殺をさせられた。幸いにも近所の人警察への通報で無事であったが、心的外傷後ストレス障害に陥りPTSDというらしいですけれども、母親が目を少し離れた時間に外出し行方不明になっていた結果でありました。これについても、学校・教育委員会はいじめと認めていない。これがいじめでないなら、どんなことがいじめと言えるのか。教頭先生は、1人の被害者より10人の加害者の将来の方が大切だと言ったらしい。第三者委員会の調査が行われることに、真実が明らかになることを期待する。また、最近では、愛知県弥富市の中学校で生徒同士の痛ましい事件が起きました。2人の間に何があったかはっきりしていないようだが、何かおかしい感じはなかったのか。教育長にお伺いします。相楽東部においては、学校も荒れることもなく仲よく元気に学生生活を送っているようです。しかし、こんなときこそ注意を払っていくべきではないでしょうか。いかがお考えか、お答えください。2、新型コロナウイルスワクチン接種について。小学校に発生した新型コロナウイルスのクラスター、低年齢層にもかと危惧した途端、ぱったりと少なくなりました。インフルエンザによる学級閉鎖は、毎年数多く見られました。変異株の発生にもよりますが、今のところインフルエンザの方が厄介であると、低年齢層に行うワクチン接種は必要なのか。教育現場では、先生方も含めて教育長、教育委員会も含めて、低年齢層のワクチン接種はどのように考えておられるか、お答えください。後は自席で行います。

◎ 議長（岡田 勇）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

頭鬼議員の一般質問、学校におけるいじめ問題についてお答えします。いじめの対応には、冷やかしかからかい、悪口、無視などの軽易なものから、たたく、蹴る、金品のたかり、危険なことをされるなどにエスカレートして、これらの行為によって被害者が不登校になったり、生命の危険に及んだりすることがあります。不登校、生命の危険、文科省では、これらをいわゆるいじめの重大事態としています。議員ご指摘の自殺事例は、まさにいじめの最たるもので決して許されるもの、言い逃れのできるものではありません。問題事情がいじめかどうかは、加害者の言い分ではありません。被害者が心身の苦痛を感じたら、それはいじめなんです。平成23年、大津市中2いじめ自殺事件が起り、翌年には本事件が誘因となっていじめ防止対策推進法が制定されました。これを受けて、連合教育委員会はいじめ防止基本方針を策定し、これに準じて各校においても基本方針を定め、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止に取り組んでいるとこ

ろです。いじめ問題に関しましては、連合教育委員会では7つの学校教育の重点事項の1つに「一人一人が包み込まれ、みんなでつながる学校づくり」を掲げ、人権侵害にほかならないいじめ問題への対応を図っています。具体的には、いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、これをいじめ問題対応の3原則として共通認識し、きめ細かい取組を行っています。まずは、いじめの未然防止です。いじめをしない、いじめを許さない児童生徒の育成に全力を注いでいます。そのためには、特に、道徳科を要とした道徳教育、人権学習を軸とした人権教育等の心の教育を通して、お互いを思いやり尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成等について発達段階に即した指導を行っています。本年度は、インターネット上の人権侵害や、新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見等に対応すべく人権学習の実施、また、道徳科においては、小学校教科書教材いじめ対応の積極的な活用、校長、教頭、教務主任、養護教諭等の担任外による道徳授業の実施にも努めています。次に、いじめの早期発見についてです。ここでは、教職員一人一人がいじめを見抜く鋭い人権感覚を養い、児童生徒の小さな変化にも気づく力を高めることを重視しています。気づく力は、いじめ、不登校、虐待、貧困等、いわゆる子どもの人権問題の対応に欠かせない資質です。気づく力が弱ければ、早期発見、早期対応に至らないからです。また、早期発見の1つの手段として定期的にアンケート調査や教育相談を実施しています。3つ目のいじめの早期対応です。いじめが認知されると、まずは、担任、担当教師が即対応しますが、チームを組んで事にあたるようにしております。校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割を明確にし、全教職員が一致協力をして取り組むことが大切であり、いじめ対応の鉄則であると考えています。次に、いじめ調査についてです。京都府では、1学期末、2学期末の年2回、いじめに関するアンケート調査を実施しています。認知件数、そのうち解消した件数の確認、また、未解消の事例では、見守りの段階なのか、支援を要するものなのか、指導が必要なものなのか、それぞれに即して対応していきます。追跡調査も大事にしています。本年度1学期の調査結果は、認知件数は小学校2校で30件です。近隣の小・中学校に比較して、かなり低い件数となっております。嫌なことを言われた、無視された、にらまれたなどの類です。なお、現段階で全て解消をしております。最後に、いじめ防止等対策委員会についてです。連合教育委員会では、いじめ対策推進法に基づき当委員会を設置しております。大学教授、臨床心理士、社会福祉主事、警察、医師、弁護士、保護者、元小学校長等、12名の皆さんにお世話になり、年2回開催をしております。ここでは、アンケート調査の結果の報告、いじめ防止にかかる具体的な方策などについて協議していただいております。こんな貴重な意見も頂戴しました。認知件数ゼロが目標ではなく、あくまでもいじめの早期発見が狙いですよ。認知件数の増加は、教師がしっかりと子どもを見ている結果でもあるんですよ。アンケートでは見られない部分、数字に表れない部分を大事にしてください。これらの助言につきましては、校長会で報告し共通理解を図っています。さらに、万が一の重大事態の発生に備え、連合長の附属機関として、いじめ調査委員会を設置してござ

す。5名の委員の皆さんを招集することのないようお願いしております。連合管内の小中学校は、現在、大きな問題行動もなく落ち着いた学校生活を送っていますが、議員ご指摘のように、決して油断してはならないと思っております。いじめは、いづれどこで起きても不思議ではないからです。教育委員会としましては、学校との強力な連携のもとに、今後とも安心・安全な学校づくりに努めていく所存です。2つ目のご質問、新型コロナウイルス感染に係る事項についてお答えします。コロナウイルス感染拡大に伴い、本年度4月に3度目、8月に4度目の緊急事態宣言が発令されるという極めて厳しい状況の下での学校生活となりましたが、各校ともwithコロナに適切に対応した教育活動を展開してきました。創意工夫した感染防止対策、三密の回避、ソーシャルディスタンス、デスクシールドやフェイスシールドの活用などにより、現段階では5校とも児童生徒及び教職員にも感染者は出ておりません。次に、コロナワクチン接種についてです。構成3町村において、12歳以上の児童生徒への接種が始まったことから、連合教育委員会としましては府教委の通知を受け、ワクチン接種の感染予防の効果と副反応のリスク等、正しい知識に基づいた上での接種を検討するよう、発達段階に即して指導をすることとし、その旨を各校に指示したところです。管内児童生徒のコロナワクチン接種の状況ですが、対象が12歳以上となっていますから、小学校6年生の一部と中学生の希望者が保護者の同意のもとに接種しています。なお、実施主体ではない教育委員会としましては、誰が受けたか受けてないのかという調査を実施はしておりません。そこで、低年齢層におけるワクチン接種は必要なのかということですが、海外では5歳から11歳までの児童への接種が始まっており、我が国においても厚生労働省は、早ければ来年2月頃から始める可能性を示唆しています。ただ、専門家の間でもなるべく早く打つべきだという考え方と、子どもは重症化する可能性は極めて低いので接種には慎重になるべきだという意見もあるようです。いずれにしましても、この件に関して教育委員会が見解を述べる立場にはなく、今後の国の動きを待つことにしたいというふうに思います。よって、学校現場において、今、大切にしたいことは、コロナワクチンの接種を受ける、または、受けないことによって差別やいじめが起きないように指導することです。既往症や身体的特質などの様々な理由によって、接種することができない人、接種を望まない人がいることを踏まえ、人権上の配慮を施さねばならないと思います。さて、3学期に入りますと、議員ご指摘のとおり、インフルエンザの流行が想定されます。学校においては、コロナとインフルエンザの両ウイルス感染防止対策が求められます。児童生徒が様々な感染症に対する予防法を自らきちんと身につけるべく、健康安全教育の一層の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。ご理解のほど、よろしくお願いをします。

◎ 議長（岡田 勇）

頭鬼議員。

◎ 3番（頭鬼 久雄）

細かいところまで答えていただきまして、ありがとうございます。次の質問がなかなか出てきませんが、報告の中に出ておりました意見は、教育委員会活動報告の23ページの9・10、ここによる令和2年度いじめ調査1回目の追加、追跡調査及び2回目のいじめ調査の結果について、ここの話やったと思うんですけども、その中に大変、本当にいい意見がありまして、いじめが起らないように、これも大事なんですけども、それ以上にいじめを早く発見すると、そういう意見があったということは私もすごくよかったです。ただ、悲惨な事件の1つに父親が娘を殺めてしまったという事件がありましたね。女の子がお父さんにたたかれる、いじめられる、先生何とかありませんかと作文に書いて出したら、その担任の先生は父親に見せたというんです。何ですか、あれは。おかしい。ですから、このアンケート調査をなさるのは結構ですし、保護者から、ただ、これは慎重に取り扱ってもらわないと誰が言うてたとかいうことは絶対に口外しないようにしていただきたいのと、お話の中にちょっとありましたけども、タブレット端末みんなに配りまして、インターネットに接続というふうな場合もかなり多くなってきていると思います。この大津市の女の子の場合も、インターネット絡みのいじめであったと記憶しております。ですが、これも便利なもので大変必要なだけけども、よっぽどこれ注意して教育してもらわんと大変なことになるなと思います。いかがですか。

◎ 議長（岡田 勇）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

アンケートの方ですけど、年2回実施しております。ただ、アンケートに子どもが書いたら即いじめと、件数というカウントはしておりません。アンケートは、まず、担任の方が見まして本人に確認をします。話を聞いて、これはやっぱりいじめやなというふうになって認知ケースを指導する。ただ、アンケートに書けない子どももいます。書くことによって、特に、高学年とか中学生になったら、なかなかその辺りは難しいところがありますから、我々としなくてもアンケートが全てだというふうには思っておりません。一番大事なのは、先ほども言いましたように教職員、教師の気づく力、それが大事だというふうに思いますし、それから、この件につきましては、学校だけではなくて、家庭と担任が連携、ここもやっぱり大事にしていく必要があるというふうに思っております。それから、タブレット端末によるインターネットを含めていじめというのは、これは物すごく、これから大事にしていかなければならないというふうに思っております。いじめ等の対策委員会も、警察の方からその辺りのご指摘も受けておりますから、学校の方に端末の扱い、特に、これからは家庭にも持って帰るようにしておりますので、そこでちょっとした行き違いでいじめにつながったりすることは全くなきにしもあらずということを大事にしながら、取り

あえず、その辺りの光の部分だけではなくて、影の部分というのを大事にしていきたいというふうに考えております。

◎ 議長（岡田 勇）
頭鬼議員。

◎ 3番（頭鬼 久雄）

先ほど、ちょっと聞き逃したんですけれども、いじめ関係の調査委員会、この中には警察の方も入っていたように聞きました。大変いいことやと思います。教育長の話を知ると、いいなと思います。ほかの学校では、警察の立ち入りを極端に嫌うというところもあります。かと思えば、寝屋川でしたか、お巡りさんが常駐みたいなかたちでいて、気楽に子どもらとしゃべっていると、その中でどんどん相談ももらえとかいうふうな、そこまではいきませんが、こうして検討委員会の中にいろんな方が入っていただいて、調査していただくというのは本当にいいことやと思います。ただ、もう一回最後にお聞きしますが、これだけすごい細かいことをしておられるんですけれども、これを十分に生かしてお題目だけではなく、人を集めただけやなしに、中身をしっかりとっていただかなければならないと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

◎ 議長（岡田 勇）
教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

いじめ問題につきましては、学校だけでは解決というのは、早期発見は地域も含めて、家庭、地域も含めての連携というのが大事だというふうに思っております。先ほども紹介しましたように、いじめ対策委員会につきましては年2回やっております。弁護士さん、警察官、それからもちろん保護者、社会福祉士、それぞれの立場からいじめを捉えて、学校もこういう見方をする必要がありますよと、いろんな示唆を受けております。そのことをおっしゃるように、教育委員会と学校がそれを共通認識して取り組むことが大事だというふうに思っておりますので、お互いに情報交換しながら、これからも続けていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

◎ 議長（岡田 勇）
頭鬼議員。

◎ 3番（頭鬼 久雄）

教育長の力強い決意を聞きまして、安心しております。これからもいじめ問題、油断す

ることなく取り組んでいただくことを要望ですけどしまして、質問を終わります。

◎ 議長（岡田 勇）

頭鬼議員の質問が終了いたしました。これで一般質問を終わります。日程第6、認定第1号令和2年度相楽東部広域連合一般会計決算認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

認定第1号、令和2年度相楽東部広域連合一般会計決算認定について、ご提案を申し上げます。令和2年度の決算は、歳入総額9億34万7,744円、歳出総額8億9,360万6,014円で、歳入歳出差引額674万1,730円の余剰金が出ております。歳出の主なものは、教育費で5億4,611万4,400円、61.1%、衛生費が2億5,537万7,846円、28.58%を占めております。本決算書につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、去る10月19日、仲北悦男様、梅本章一様、両監査委員様に決算監査をお願いし、実施していただきました。よろしくご審議いただきますよう、ご認定賜りますようよろしくお願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

続いて、議案の説明を求めます。説明については、できるだけ簡潔明瞭にお願いをいたします。吉田会計管理者。

◎ 会計管理者兼環境課長（吉田 和秀）

失礼いたします。それでは、認定第1号、令和2年度相楽東部広域連合一般会計決算認定につきまして、先の連合長からの提案説明と一部重複する部分もございますが、全体を通しましてご説明申し上げます。それでは、決算の各数値のうち主要な項目につきましては、別冊の令和2年度決算の概要説明書に前年度比較表、令和元年度実績データ等を記載しておりますので、順にこちらの資料もご覧いただきますようお願いいたします。それでは、決算書をご覧ください。令和2年度一般会計決算の内訳でございますが、決算書の1・2ページに歳入の科目別内訳を記載しております。歳入合計予算現額8億9,893万7,000円、調定額9億71万344円、収入済額9億34万7,744円、収入未済額36万2,600円、予算現額と収入済額との比較141万744円となっております。めくっていただきまして、3・4ページをお願いします。歳出合計予算現額8億9,893万7,000円、支出済額8億9,360万6,014円、翌年度繰越額0円、不用額533万986円、予算現額と支出済額との比較533万986円でございます。以上が、一般会計決算総額の概要でございます。これらの事項別明細書を決算書5ページ以降に表示しておりますが、後ほど主なもののみご説明いたします。それでは、前年度との比較、

決算の分析内容などは別冊の決算の概要説明書に記載しておりますので、この後の説明は概要説明書により行わせていただきます。それでは、概要説明書の1ページ、対前年度比較表をお願いします。主に前年度との増減幅が大きいものにつきまして、補足説明を申し上げます。歳入の決算額のうち、構成町村からの分担金及び負担金が令和2年度全体の87.66%を占めております。繰入金でございますが、こちらは相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策基金繰入金でございます。次に繰越金でございますが、これは純繰越額が2,217万737円と、昨年度より増額となったためであります。これらの合計といたしまして9億34万7,744円でございます。前年度、令和元年度との比較は3,544万7,428円、増減率3.7868%の減額となっております。以上が、歳入の内訳でございます。次に、2ページ中ほどをご覧ください。歳出の対前年度の比較表でございます。教育費でございますが、5億4,611万4,400円、対前年度比2,865万2,722円の大幅な増額となっております。これは、GIGAスクール事業での備品購入等が主な増額の要因でございます。次に公債費でございますが、令和2年度1,671万944円、前年度2,404万9,888円、対前年度比733万8,944円の減額となりました。内訳といたしましては、クリーンセンター分の元利償還金637万8円、教育債の元利償還金1,034万936円となっております。以上の結果、歳出合計8億9,360万6,014円、令和元年度と比べまして1.67%の減額となっております。以上が、大まかな歳入歳出の主要な科目における前年度との比較を含めました概要でございます。続きまして、2ページ下段の年度別一般会計決算状況でございます。平成27年度から令和2年度までの決算状況を記載しております。続きまして、3ページをご覧ください。令和2年度一般会計決算状況でございます。まず、歳入ですが、予算現額8億9,893万7,000円、収入済額9億34万7,744円、予算現額と収入済額との比較141万744円となっております。続きまして、歳出でございます。予算現額8億9,893万7,000円、支出済額8億9,360万6,014円、予算現額と支出済額との比較533万986円、差引額は674万1,730円でございます。4・5ページにつきましては、一般会計歳入歳出決算の令和2年度、令和元年度比較表でございます。6ページにつきましては、平成27年度からの年度別歳入歳出状況を款別の推移について比較したものとなっております。めくっていただきまして、7ページにつきましては、負担金・分担金の構成町村ごとの年度推移となっております。8・9ページは、東部クリーンセンターにおける各町村・品目別の一般廃棄物収集処理料の実績でございます。10ページは、一般廃棄物の持込み等に係る処理量とその処理手数料について、令和元年度・令和2年度実績の比較表となっております。めくっていただきまして、11から13ページにつきましては、東部クリーンセンターの令和2年度実績をそれぞれ記載しております。続きまして、14ページは、教育費に係る歳出決算状況を平成27年度から年度比較して、款・項・目別に記載しております。めくっていただきまして、15ページ以降24ページまでは、令和2年度の教育委員会活動実績を添付しております。以上が、決算の概要説明資料とな

っております。それでは決算書に戻っていただきまして、決算書の5ページをお願いいたします。令和2年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。款・項・目、収入済額、収入未済額の順に、主なもののみ説明申し上げます。1款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、負担金、1節、相楽東部広域負担金5億7,709万6,000円、0円、これは備考にも記述しておりますように、各町村からの負担金でございます。2項、分担金、1目、分担金2億1,219万7,000円、0円、これは東部クリーンセンターに係る分担金でございます。続きまして、2款、使用料及び手数料、2項、手数料、めくっていただきまして7・8ページをお願いいたします。1目、手数料、1節、一般廃棄物処理手数料728万6,080円、収入未済額34万円、これは家庭系、事業系のごみ処理にかかる手数料でございます。また、収入未済額計上されているのは、東部じんかい処理組合から承継した持込みごみに係る処理手数料分が1件ございます。現在も少額ではございますが、納入いただいております。いまだ完納には至っておりません。引き続き徴収に努めてまいります。次、3款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、教育費国庫補助金、1節、小学校費国庫補助金1,400万6,200円、0円、これにつきましては、学校施設環境改善交付金548万円、めくっていただきまして10ページ、公立学校情報機器整備補助金681万5,000円が主なものでございます。2節、中学校費国庫補助金918万7,800円、0円、こちらにつきましても、学校施設環境改善交付金431万6,000円、公立学校情報機器整備補助金389万5,000円が主なものとなっております。4款、府支出金、1項、府補助金、1目、教育費府補助金、1節、社会教育費補助金240万9,500円、0円、これにつきましては、めくっていただきまして12ページ、きょうと地域連携交付金108万9,000円が主なものでございます。2節、小学校費補助金430万7,000円、0円、これにつきましては、きょうと地域連携交付金214万6,000円、めくっていただきまして14ページ、同じくきょうと地域連携交付金132万円が主なものでございます。6節、教育総務費補助金181万2,000円、0円、こちらも、きょうと地域連携交付金としまして交付を受けております。次に、2目、総務費府補助金、1節、総務費補助金216万9,000円、0円、きょうと地域連携交付金として交付を受けております。めくっていただきまして、15・16ページをお願いいたします。6款、繰入金、1項、基金繰入金、2目、相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策基金繰入金、めくっていただきまして18ページ、1節、相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策基金繰入金2,603万7,000円、基金からの繰り入れでございます。7款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金、1節、繰越金2,702万1,372円、0円、これは、前年度繰越金でございます。8款、諸収入、1項、雑入、1目、雑入、1節、雑入1,535万8,513円、収入未済額2万2,600円、これは、南山城村給食センターに係る給食費、南山城保育所の給食委託負担金及び、それに係る給食賄材料費と和東町学校給食センター給食費が主なものとなっております。収入未済額2万2,600円につきましては、南山城村給食センターの給食費でございます。めく

っていただきまして下段、歳入合計収入済額9億34万7,744円、不納欠損額0円、収入未済額36万2,600円となっております。めくっていただきまして、21・22ページをお願いします。続きまして、歳出でございますが、支出済額、不用額の順に主なもののみご説明申し上げます。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費6,043万8,765円、6万3,235円、主な支出といたしましては、めくっていただきまして24ページ下段、12節、委託料819万5,246円、2,754円、財務・決算システム保守委託料として117万1,400円、めくっていただきまして26ページ、事務汎用機器保守委託料として266万6,400円、新公会計制度対応支援業務委託料141万1,000円が主なものとなっております。17節、備品購入費535万7,352円、648円で、ネットワーク機器購入費用でございます。続きまして、18節、負担金、補助及び交付金2,394万1,455円、6,545円で、備考に記載しておりますとおり、3町村への派遣職員人件費分返還でございます。2目、文書広報費、10節、需用費220万165円、835円で、広報れんけいの印刷代でございます。飛びまして、29・30ページをお願いします。3款、民生費、2項、児童福祉費、2目、児童館費1,149万9,285円、2万3,715円、めくっていただきまして32ページ、18節、負担金、補助及び交付金976万5,007円、3,993円、これは、笠置町は職員人件費分返還として948万5,407円が主なものでございます。続きまして、4款、衛生費、2項、環境費、1目、環境総務費1,363万1,430円、2万3,570円、めくっていただきまして34ページ、12節、委託料、691万2,915円、85円で、一般廃棄物処理基本計画策定業務が主なものとなっております。続いて、2項、清掃費、2目、じんかい処理費2億1,120万4,885円、2万5,115円、10節、需用費904万2,893円、1,107円で、消耗品費706万2,550円は指定ごみ袋購入代でございます。めくっていただきまして36ページ、12節、委託料2億17万1,022円、2万978円、主なものといたしまして、可燃ごみ収集運搬業務委託2,346万7,199円、粗大ごみ収集運搬業務委託1,459万5,317円、再資源化ごみ収集運搬業務委託2,403万6,830円、可燃ごみ収集委託3,161万6,200円、再資源化ごみ処理委託4,921万5,419円、粗大ごみ処理委託1,841万3,109円、粗大ごみ前選別中間処理業務委託1,705万4,721円となっております。次に、37・38ページをお願いします。3目、施設整備費2,716万7,881円、3,119円、主なものは12節、委託料2,710万3,560円、440円、テールアルメ擁壁安全対策工事設計委託料1,419万円、テールアルメ擁壁への傾斜変位監視システム等委託料1,184万7,000円が主なものでございます。5款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費8,289万9,816円、7万184円で、主なものは、めくっていただきまして40ページ下段、17節、備品購入費358万3,220円、780円で、これは公用車車体購入費2台分343万7,910円が主なものでございます。めくっていただきまして42ページ、18節、負担金、補助及び交

付金6,358万2,687円、2,313円で、これは備考に記載しておりますとおり、派遣職員人件費分返還となっております。次に、3目、義務教育振興費1,611万9,537円、1万7,463円、めくっていただきまして44ページ、24節、積立金241万9,200円、800円、これは教育長退職手当のための積立金でございます。次に、2項、小学校費、1目、笠置小学校管理費4,738万8,718円、30万282円。飛びまして47・48ページをお願いします。12節、委託料540万1,351円、2万649円、主なものといたしまして、空調設備工事に係る工事施工監理業務委託138万6,000円、設計業務委託190万6,300円は、小中学校長寿命化計画策定に要した費用でございます。めくっていただきまして50ページ、14節、工事請負費1,733万2,700円、300円、空調設備工事請負費となっております。18節、負担金、補助及び交付金270万8,169円、3万5,831円、笠置町派遣職員人件費分返還261万7,912円が主なものでございます。次に、2目、和東小学校管理費3,498万2,165円、18万835円、主なものは、めくっていただきまして52ページ、10節、需用費1,183万3,744円、4万5,256円、修繕費514万3,545円につきましては、給食用エレベーター改修が主なものとなっております。12節、委託料1,033万5,138円、1万4,862円、スクールバス・給食車委託料572万7,700円、めくっていただきまして54ページ、設計業務委託149万7,100円は、小中学校長寿命化計画策定業務委託が主なものとなっております。14節、工事請負費615万4,500円、500円、トイレ改修工事請負費となっております。続きまして、3目、南山城小学校管理費3,323万2,698円、25万8,302円、飛びまして58ページをお願いします。12節、委託料1,120万4,816円、6万6,184円、主なものは、バス運転業務委託料624万2,500円、設計業務委託163万2,400円は、小中学校長寿命化計画策定業務となっております。14節、工事請負費313万6,100円、900円、めくっていただきまして60ページ、雨漏り改修工事226万500円が主なものでございます。17節、備品購入費279万6,200円、800円、これはネットワーク機器購入264万円でございます。次に、4目、笠置小学校教育振興費1,584万878円、26万6,122円、めくっていただきまして62ページ、17節、備品購入費1,314万7,623円、5万1,377円で、GIGAスクール用備品1,105万2,470円が主なものとなっております。5目、和東小学校教育振興費3,361万5,953円、21万2,047円、めくっていただきまして64ページ、17節、備品購入費2,688万8,351円、2,649円で、GIGAスクール用備品2,433万1,560円が主なものとなっております。6目、南山城小学校教育振興費2,464万9,742円、1万7,258円、めくっていただきまして66ページ、17節、備品購入費1,920万3,005円、1,995円、GIGAスクール用備品1,662万6,060円が主なものとなっております。3項、中学校費、1目、笠置中学校管理費5,393万1,377円、37万6,623円、飛びまして7

0ページをお願いします。12節、委託料1,205万388円、46万8,612円、主なものとしまして、スクールバス運行委託料619万6,080円、トイレ改修の工事施工監理業務委託料125万2,900円、設計業務委託179万1,900円は、小中学校長寿命化計画策定業務及び排水路検討業務委託費用が主なものとなっております。めくっていただきまして72ページ、14節、工事請負費1,771万5,500円、500円、トイレ改修工事請負費でございます。次に、2目、和東中学校管理費2,399万9,502円、43万5,498円、めくっていただきまして74ページ、12節、委託料300万4,553円、3万2,447円、設計業務委託134万5,300円は、小中学校長寿命化計画策定業務が主なものとなっております。めくっていただきまして、75・76ページをお願いします。3目、笠置中学校教育振興費2,004万3,848円、30万6,152円、めくっていただきまして78ページ、17節、備品購入費1,516万3,985円、2万3,015円で、主なものはGIGAスクール用備品1,344万240円となっております。4目、和東中学校教育振興費2,416万313円、41万8,687円、めくっていただきまして80ページ、11節、役務費162万1,813円、7,187円、主なものは、通学定期代127万7,400円となっております。12節、委託料188万3,990円、1,010円、主なものは、学校修学旅行事業で110万2,440円となっております。17節、備品購入費1,752万3,595円、1万5,405円で、主なものは、GIGAスクール用備品1,553万8,490円となっております。めくっていただきまして、81・82ページをお願いします。4項、社会教育費、1目、社会教育総務費1,681万4,257円、28万2,743円、めくっていただきまして84ページ下段、18節、負担金、補助及び交付金340万8,442円、3,558円で、このうち補助金334万2,792円の内訳は、和東町人権教育推進協議会15万円、和東町青少年育成委員会運営補助25万円、和東町子ども会運営費補助、和東町高校等修学に係るバス定期補助189万1,792円、南山城村文化協会団体活動補助金63万円、南山城村子ども会補助金13万5,000円、笠置町青少年健全育成事業補助金20万円、PTA連絡協議会関係補助8万6,000円でございます。次に、飛びまして87・88ページをお願いします。3目、文化財保護費2,316万3,037円、11万5,963円、めくっていただきまして90ページ下段、18節、負担金、補助及び交付金957万8,068円、1,932円で、これは和東町史編さん室職員に係る派遣職員人件費分返還917万3,068円が主なものでございます。めくっていただきまして、91・92ページをお願いします。5項、保健体育費、1目、保健体育総務費230万5,283円、1万1,717円、18節、負担金、補助及び交付金184万1,600円、400円、このうち補助金182万円の内訳は、笠置町体育協会40万円、和東町体育協会25万円、南山城村体育振興会・体育協会117万円となっております。次に、2目、給食業務事業費7,905万1,057円、55万6,943円、めくっていただきまして94ページ、10節、需用費、3,232万8,404円、31万

9, 596円、主なものは、光熱水費で806万9, 017円、賄材料費として2, 253万9, 989円となっております。続いて、12節、委託料2, 639万5, 032円、7万5, 968円、主なものは、学校給食調理業務2, 340万3, 600円で、これは南山城村学校給食等業務委託分でございます。めくっていただきまして96ページ、18節、負担金、補助及び交付金1, 414万7, 113円、1万2, 887円、主なものは、和束町給食センター職員の派遣職員人件費分返還1, 412万5, 113円となっております。6款、公債費、1項、公債費1, 671万944円、6, 056円となっております。これは、決算の概要説明で述べましたとおりでございます。歳出合計支出済額8億9, 360万6, 014円、翌年度繰越額0円、不用額533万986円となっております。最後に、めくっていただきまして97ページをお願いします。実質収支に関する調書を報告いたします。1、歳入総額9億34万7, 744円、2、歳出総額8億9, 360万6, 014円、3、歳入歳出差引額674万1, 730円、実質収支額674万1, 730円でございます。以上、簡単ではございますが、これで令和2年度一般会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

審議の途中ではありますが、ただいまから1時まで休憩をいたします。

（休憩 11：54～13：00）

◎ 議長（岡田 勇）

休憩前に引き続き、質疑を再開します。ここで、決算監査報告を求めます。監査委員、梅本章一議員。

◎ 監査委員（梅本 章一）

監査委員の梅本です。それでは、令和2年度決算審査意見に基づき監査報告を行います。意見書の1ページをご覧ください。審査は、こちらに記載しておりますとおり、令和3年10月19日に仲北代表監査委員と私の2名で決算監査を実施いたしました。審査にあたっては、広域連合長から提出された令和2年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出決算書並びに関係書類に計算上の過誤がないか、実際の収支が支出命令と符合しているか、また収支が違法でないかなど、関係帳簿との照合並びに必要な応じ関係職員の説明を聴取し実施いたしました。結果、今回、審査に付されたこれらの関係書類はいずれも関係法令に準拠して作成されたものであり、計数は正確で内容も適正であると認められました。ページ中ほどの第5、決算の概要につきましては、先ほど会計管理者から詳細な説明がありましたので省略をさせていただきます。なお、本審査意見書の2ページ以降にも項目別の決算

概要を記載しておりますので、よろしく願いをいたします。審査意見を最後の15ページに取りまとめておりますので、要点部分を抜粋して報告させていただきます。まず、前段階の相対的な部分として、令和2年度決算額は、令和元年度に比べ歳入歳出ともに前年度を下回る結果となっております。また、予算現額に対する執行率の比較では、歳入は前年度より増加し、歳出では減少している。これは歳入において本年度一般廃棄物処理手数料など予算額を上回る収入もあり、歳入全体でも100%を超えている。歳出における執行率は、99.4%とほぼ執行されている。歳入の部分につきましては、これまでからも構成町村の分担金及び負担金が財源のほとんどを占めているところでありますが、昨今の厳しい財政状況の中、補正制度の活用やより厳密な事業の選択を行うなど、さらに効率的な予算執行を心がけ、引き続き、構成町村の負担軽減に努めていただくようお願いするものです。続いて、歳出の報告になります。全体的に教育費と衛生費で9割弱を占めております。教育費では、管内の児童数、生徒数が減少傾向にある中、トイレ改修やICT事業、令和2年度においてはGIGAスクール事業で各小中学校にタブレットを導入するなど、学校生活における環境改善を進めていただき、大きな事業効果をもたらしております。また、継続的、経営費的な給食費並びに修学旅行費の無償化や、漢字検定・英語検定の公費負担など、子育て世代の負担を軽減する先進的な取組も進めていただいておりますが、今後もこのような事業を安定して継続するため、財源確保対策も含め全体的な教育環境の整備を進めていただきたい。衛生費では、休炉に係る焼却施設清掃業務がなかったことで、前年度決算額よりも大きく下回っている。クリーンセンター擁壁等安全対策工事に係る設計業務の結果を踏まえ、周辺の安全対策工事を進めていただいているところでございます。あわせてクリーンセンターの稼働停止に伴う処理の外部委託も一時的なものであり、今後のごみ処理の方向性を早急に決定する必要があることに変わりはありません。次に、民生費では前年度との比較でも大きな変化は見受けられませんが、今後も効率的な行財政運営のため、事務の共同化等の検討を進めていただきたい。また、連合全体の事業に関わるセキュリティ対策についても、今後も取り扱う個人情報の保護、管理には万全を期されるようお願いするものであります。最後に、今後とも山積する広域行政課題の解決に向け構成町村との連携の下、健全な行財政運営による着実な事業推進を図られるように切にお願いをし、監査報告といたします。

◎ 議長（岡田 勇）

これから質疑を行います。なお、同一議員による質疑は、同一議題について3回までとしておりますので、申し添えます。井上議員。

◎ 4番（井上 武津男）

1つだけお聞きしたいのですが、備品でGIGAスクール用備品というのは、これタブレット端末のことでしょうか。ちょっとそこだけ、お尋ねしたいと思います。

◎ 議長（岡田 勇）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（原田 敏明）

今の井上議員さんの質問にお答えさせていただきます。G I G Aスクール用備品につきましては、タブレット及び大型モニター、また、タブレットに必要なソフトウェア、あとデジタル教科書といったもの全て含まれている費用でございます。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

井上議員。

◎ 4番（井上 武津男）

それは生徒だけ、それとも先生も含めての費用ということですか。

◎ 議長（岡田 勇）

原田課長。

◎ 学校教育課長（原田 敏明）

お答えさせていただきます。タブレット数につきましては、全児童及び担任の先生、あと中学校におきましては教科担任、それと予備として数台台数を見ているところでございます。総台数につきましては、連合管内の小中学校を合わせまして381台配備しているところでございます。

◎ 議長（岡田 勇）

坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

5番、坂本です。G I G Aスクールなんですけれども、これだけハード整備したら次はソフトどういうふうに使っていくのか。親の指導も含め、僕ら議員もそうなんですけど、今後、相楽東部広域連合の教育委員会でG I G Aスクールというのはどういうふうに進めていくのか、どこを目指して、このハード整備したものを使っていくのかというのを、ちょっとお聞きしたいです。

◎ 議長（岡田 勇）

原田課長。

◎ 学校教育課長（原田 敏明）

坂本議員のご質問にお答えさせていただきます。タブレット使用につきましては、今年度4月より本格的に児童生徒に一人一台、端末として新しい学びというかたちのものがスタートしているところでございます。それと同時に教育委員会と致しましては、教育委員会が主体でSDT会議というのを立ち上げまして、これにつきましてはデジタルストラテジチームということで、デジタル戦略のチーム会議というものを立ち上げまして、各学校のITC担当と事務局が月に1回程度集まりまして、タブレット等のICT利活用の研究のため、各学校の使用状況を共有しておりまして、各学校使用に偏りがないように、そういう会議を開きまして、実際計画し運営させていただいているところでございます。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

その段階やということは分かりました。僕も中学生の子どもが2人、小学生が1人いますが、あまり分からないんです。子どもがどういうふうに使っているのか、実際。学校でどういうふうな学びを得て、どう生かしていくのかなというところがまだ見えてこないのが実情で、話が少ないということもありますけども、親が無関心になっちゃうような可能性もあると思うんです。実際、その時間の経過だけで、子どもと学校がやっていること、親は何かあったときに文句を言うのか、どんな行動を起こすのか、あると思うんです。それを地域を含めた学校というふうな目的・目標があるんやったら、それに向けてのプロジェクトをどう歩むかというのは、今考えておかないといけないのではないかと思いますけど、いかがですか。

◎ 議長（岡田 勇）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

今、課長の方が申しましたように、実際に授業で、例えば、授業ではこんな使い方をしているというのをちょっと紹介させていただきます。国語では、教材文への書き込み、インタビューの録画等、算数・数学ですけど、これは表やグラフの活用、こんなことを行っています。あと、社会とかは調べ学習ですね。これも有効活用しております。理科では、観察記録、写真の活用、こういうところで、特に、連合は道徳、道徳でもモニターなんかを活用しながら、自分の思いをタブレットに書いて画面に映すとかいう形の授業をやっております。いずれにしても、これからのことを考えましたら、新しい教育ですと個別最

適な学び、みんな一緒に同じことをするのではなくて、それぞれの課題において自分たちが進んでやっていく、これが一つです。それからもう一つは、タブレットを使うことによって協働的な学び、これが大きな狙いになってくるというふうに思います。これがいわゆる授業ですね。あとは、実際に、例えば、コロナ何かで一斉休業とかならざるを得ない場合、これはリモートですね。となってきましたと、実際に子どもたちが各家庭にタブレットを持ち帰って、おっしゃるように家でもきちんと保護者の理解・了解を得ながら一緒にやっていくということが大事だというふうに思っております。今、各学校で家庭への持ち帰り、これは今、全て環境整備ができて、実際に家庭への持ち帰りを始めています。実際に家庭で課題をやって、次の日に持ってくるのかどうかたちのこともやっておりますので、ただ、これから大事にしていきたいのは、いわゆるICT教育だけでは、学校というのはなかなかだと思います。要するに心の教育というところがありますから、ICTといわゆる対面指導、このハイブリッドというのは大事にしていきたいというふうに思っております。

◎ 議長（岡田 勇）

坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

大いに、今、教育長がおっしゃったことを望むんですけど、親も生涯学習の中で子どもと一緒にその端末を使って何かする授業を始めていただけたら、それこそ議員も含めたGIGAスクール構想というのは、多分、国には大枠があったりとか本質があると思うんですけど、末端にまでなかなか浸透しないのが日本の現状やと思うんです。そのすばらしい未来を予想して5Gに向かって生きようという中で、末端のこういう過疎地域ってどこまで落とし込めるのかというのはめちゃくちゃ難しいと思うので、逆に、その人数が少ないことを利点と考えれば浸透できるはずなんです。だから、親にもっと関心をもってもら。子どもと学校がやっていること。教育委員会が考えることじゃなくて、親も一緒に学べたりとか、子どもがどういうことを学んでいるのか。議会もそうですけど、今どういうことを子どもたちが体感しているのか考えられるのか、そういうことは把握していく上でも、そういう生涯学習があっても僕は面白いのかなと思うんです。その辺、いかがでしょうか。

◎ 議長（岡田 勇）

教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

実際に各学校ごとに、例えば、授業参観で子どもがタブレットを使っているところを保護者に見てもら、あるいは授業が終わった後に実際に保護者がタブレットを使ってみる、

このような取組というのをこれからもっともっと大事になってくるかと思います。いずれにしましても、今スタートしました。学校からスタートしました。これを家庭あるいは地域に広げていく、これが利活用だと思しますので、そうなるようにどんな方法で、どんなやり方があるのかというのを、これから検討もしていきたいというふうに思っております。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

久保議員。

◎ 9番（久保 憲司）

2問、お伺いしたいと思います。まず1つ目、決算概要書の概要説明の8ページ、2020年度の搬入者別、地区別、銘柄別年報というのがありますね。この中で、各町村から排出されているごみの種類別で年間の実績が出ております。全体を見ますと、大体笠置町は2割ぐらい、和東町が全体の50%、それから南山城村が30%ぐらいの比率になるのかなと、ちょっと計算してみたんですけど、そんな感じなんですけど、よく言われているのが、例えば、可燃ごみの中の水分量が高いので処理費に費用がかかる。あるいは、プラスチック系のごみで、ペットボトルの処理に費用がかかるというのがたくさんあったようでございますけれども、この町村別でそれぞれ、例えば、可燃ごみ、こういうふうなかたちで実績が取れているというのであれば、町村別で、例えば、可燃ごみの中に占める水分量の多いところはどこなんやと、何か特徴的なものがあるのかどうか、そういう分析というのをやって来られなかったのかなと。やって来られているとすれば、もし地域的な特性があるとすれば手の打ち方が、また、次の段の手の打ち方があるのではないかということで、この1年間の取組の中で、そういうごみの処理費用、あるいは分別のレベルをよくするというような、ランクをよくするというような、そういう取組をされてきたのかどうかをお伺いしたいと思います。

◎ 議長（岡田 勇）

事務局長。

◎ 事務局長（大西 勝）

久保議員のご質問にお答えします。今の例で言うと、水分の量というのが一つございます。実際、ごみ質分析、決算書の方にもごみ質分析の項目があると思うんですけどやっております。令和2年度、年4回ほどやっております平均を出しますと、水分の方が笠置町が47.27、和東町が35.91、南山城村が46.57、これも出ておるんですけども、ただし、抽出なんで、抽出であくまでも平均したので、そのときによっては変わると、傾向的には、そんなには変わりはないのかなということになっております。これ平

均しますと、これちょっと3町村で平均しますと、令和元年度が51.08、令和2年度が43.25ということで、平均しますと全体的には、水分の量は減っているのかなというふうに考えております。ただ、言われたように、当然、今、クリーンセンターの方が止まっておりまして、民間委託ということで出しております。トン何ぼということでやるので、処理経費を削減するには重さというのが重要、当然ごみで水分が減らしていくというのが、これは経費節減には大切なことやと思っています。これまでから、連合では主に「れんけい」で広報するというのが主なものだったんですけど、そういった面も含めて関係町村、今後も出し方とすると関係町村も関係してきますので、会議も開いておりますので、どういった啓発を一步踏み込んでいくのか、もっと何かやっていくのか、そういうこともまた検討していきたいと考えております。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

久保議員。

◎ 9番（久保 憲司）

この問題は、連合としての取組もさることながら、各町村での取組がそれぞれ努力の結果になってくると思いますので、その辺、先の南山城議会での一般質問でも同様のことに関連のあることを言っているわけですが、その辺、今後、連合全体として、もう少し原因調査的なところまで踏み込めるような体制で、一つ考えていただきたいというふうに思います。これが1問目、これは要望しておきたいと思います。それから、次、すみません。13ページをご覧いただきたいと思います。委託費ですけれども、2,603万7,000円という委託費が出ているわけです。これが、テールアルメの擁壁の安全対策に関わる費用として、具体的に、下に2つに分けて具体的な中身が書かれているわけですが、今日の補正予算の中にも8,800万円何がしかの予算が出ているわけですが、これ2年度は合計すると2,600万何がし、監査委員の先ほどの報告書から推理しますと、具体的な数字をその前の年度の分を持っておりませんが、10%ぐらいは、これでも安くなっているということから考えると、5,000万からの費用を安全対策という名目で使ってきております。結局、その都度、この費用が支出されるときに、その都度、議会もあり承認も得てきていることとは言うものの、今、今日になって振り返ってみますと8,800万円の工事費を出すために5,000万近い金がひよっとしたら超えているかも分かりませんが、そういう費用をつぎ込んできて、やっと今日に至っていると、いかにも行政らしい動き方というふうに思います。これどっちかと言えば、住民向けの説明というよりは、安全対策にしても別にこけないための対策って一つもやってないわけです。やってきたのは、どの程度こけてきているか、地層がどうなっているか、どこまで取ったら安全なのかというのを調べるためにやるんだという説明でずっと来てますけれども、今日、出ております工事請負契約の8,800万に5,000万足したら全部取れるん違う

かなと、結局はどこか、例えば、対京都府向けであったりとか、そういう組織としての内輪の説明のために、5,000万近い金、あるいは5,000万なんなんとする金をつぎ込んできているのであって、これは行政やからしょうがないという感じで都度何とか議会の承認を得て1年間来たわけですがけれども、しかし、よくよく考えてみれば、とても無駄と言えれば無駄に見える、こういう判断しかできないんだろうか。今後、二度とこういう事象が起こらないとは限りませんが、連合として、こういうものの考え方でやっているのかなと、もう少し根本的に大事な税金をいかに効率よく使って、いかにスピード感をもって仕事をするかという感覚でものを見たときに、今日のこの1年間、あるいは去年から含めてのこの2年間の仕事の在り方を我々は議会も当然責任はあるわけですので、議会も行政も含めて根本から考え直す必要があるのではないかというふうに思うわけです。その辺、ルール上はそれぞれ議会の決裁を得ておりますので、よい悪いということはなかなか申し上げにくい点はありますけれども、考え方として、どういう方向で連合のこうした事業、1つ、2つにかかわらず全体的にこういう仕事の仕方でもいいのだろうかという、素朴な疑問を持っておりますので、その辺考えをお聞かせいただきたいと思います。

◎ 議長（岡田 勇）

連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

たしかに、久保議員が今おっしゃったようなことは最もなことだと思います。行政が仕事をするにあたってはこういった手順を経て、安全かつ迅速に仕事をしていくということが根本にあるかと思うのですが、この場所につきましては、テールアルメが変状している、その土を取るということで、ある程度のことは大体分かっておりましたが、建物の方の基礎ぐいがかかなり露出していると、下手に土を除去することによって建物の方にまた影響を与えては駄目だという、その辺のあたりを実証検証することによって次の候補を見出していくと、そういった手順を取ったわけなんです、それについて最初から土を取ったら、そんなする必要はなかったんじゃないかと、無駄な経費やという考えもないとは言えませんが、十分に検証を重ねて、行政はそれだけ間違いのない事業ということで進めていったわけです。これが、その分については大事な税金を無駄に使っているんじゃないかというようなことだと思いますので、今後、こういった事業の進める上では、そういったことも踏まえて、十分検討しながら経済的に効果の上がるものにしていきたいというふうに考えます。

◎ 議長（岡田 勇）

久保議員。

◎ 9番（久保 憲司）

最善を尽くしてきたという意見ですが、しかし、何か議会のたびに、このことはいつも問題になって、ぎりぎりのところで皆さんが判断をしてきているというところもあると思うんです。今、連合長のお話の中にありました、建屋の部分というのは今回まだ全然手つかずに近い状態です。建屋の問題も、今後どうしていくかという問題が出てきます。そういう意味ですれば、今後の全体的な動きの中でも今までのような考え方だけではなくて、もう少し効率的にスピード感をもってやっていただくということを申し上げて、私のこの分について質問を終わりたいと思います。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

さっきの大きな話の後で、小さい話です。決算書の18ページ、それから審査請求の審査の意見書の8ページです。そこに何が書いてあるかといいますと、給食の関係で収入未済額というのが2万2,600円という小さい額ですが挙がっています。それを見てみましたら、意見書の方を見てみましたら、この2万2,600円というのが、平成23年度と言ったら今から10年前ですね。10年前の笠置中学校の給食費の未納分がそのまま引き継がれているということになっています。これ10年間、結局、毎年毎年2万2,600円は入りませんので済むのかなと思うのですが、実際10年前のことで分かる人は少ないかと思うのですが、これについて、こういう扱いが10年も続いているということについての経過を聞かせてほしいと思います。

◎ 議長（岡田 勇）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 正則）

お答えさせていただきます。南山城村学校給食センターにおける給食費の収入未済額2万2,600円ですが、先ほど鈴木委員がおっしゃっていただきました、平成23年度における給食費の未納分でございます。23年から、それ以降少しずつではありますが、23年当時はもう少し金額が大きかったです。それ以降、家庭から納付の方をしてもらっておりましたが、近年ちょっと家庭訪問とかさせていただいても対面ができないとか、そういうことが続いておりました。また、今後も徴収の方、家庭訪問をするなどして徴収の方を進めていきたいと考えております。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

この2万2,600円という金額は、ずっと同じじゃなくて減ってきていると、納める努力もしてくれているということなんですね。それが、連絡もつかない状態も続いていると。これ、どうなんですか。一般的な税金でも5年たったらご破算になりますよね。だから、そういう措置というのはないのでしょうか。ずっと10年もたっているのに、徴収の請求をし続けるのでしょうか。

◎ 議長（岡田 勇）

次長。

◎ 教育次長（竹谷 正則）

今のご質問ですが、税金等と違いまして、こちらの方、給食費、言ったら使用料というふうな考え方ができるものでございます。使用料につきましては、水道使用量等と同様の扱いでこちらの方、消滅するとか、そういうものではございません。

◎ 議長（岡田 勇）

鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

決算書の92ページ、給食の関係です。給食の事業なんですけど、ここに報告されるのは和東の給食センターが中心ですよ。教育委員会扱いで報告されているのは。村の給食については、子どもに対する給食費の補助ということでの予算は出てきますが、あとは民間委託なので、そこへの委託料みたいなかたちになっているかと思うんです。和東の場合は、それこそ細かいことも全部ここで報告されるのですが、村の給食の場合は、そういう委託という制度の違いによって、中身がどうなっているのかがさっぱり分からないと、これについて何か行政の方か教育委員会の方かどちらが責任を持つのか分かりませんが、給食についての監査というか、そういうことはされているのでしょうか。実態はどうなんでしょう。

◎ 議長（岡田 勇）

教育課長。

◎ 学校教育課長（原田 敏明）

今の鈴木議員の質問にお答えさせていただきます。決算書に記載させていただいている

分につきましては、和東給食センター分、村給食センター分、合わせた数字を記載させていただいておりますので、和東町センター分のみを挙げているというところではございません。また、村給食センターの業務委託につきましては、現在、委託業者、今年度よりシダックス大新東ヒューマンサービスというところへ変更させていただいているというところでございます。民間の委託につきましては、安全でおいしく給食の提供、また、業務の効率化の向上に加えまして、栄養教諭等による食の指導の充実に図ることができたものというところで考えているところでございます。さらに、他の業者との競争の中で、より良い学校給食を提供しようとする意識の向上、衛生管理の向上など見られておりますので、教育委員会といたしましては、一定の評価をさせていただいているというところでございます。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

3問ですよ。

◎ 6番（鈴木 かほる）

この給食センターに関しては、まだ言うてないと思うんですけど。

◎ 議長（岡田 勇）

知りません。3回。同一質問やね。給食センターのことは、当然同じことや。給食センターのことで質問してる。ほかのことはちゃうねん。誰か。

◎ 6番（鈴木 かほる）

項目は別のことですよ。

◎ 議長（岡田 勇）

項目であったって趣旨や。次、質疑ありませんか。畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

決算ですので、非常に細かいことなんですけど、今回、収入未収額が34万円、これについては、平成24年に一度、不納欠損した経過がございます。それから以後に36万から34万、2万入ったということですね。これ、不納欠損とは全然別の問題ですね。その辺の経過をひとつお願いします。

◎ 議長（岡田 勇）

局長。

◎ 事務局長（大西 勝）

24年ぐらいに、これ、ごみの処理の関係というか、また、別の話で不納欠損になっております。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

それと、次に総務文教でちょっとお聞きしそなったんですけど、10ページの中で社会教育補助金で京の学び教室49万、これね、令和元年度決算書では72万なんです。これはおそらくコロナの関係で、そういう教室が開かれなかったと、このように解釈している。間違いないと思うんですけど、もし、間違っていたら言ってほしいんですけど。これは一体どういう事業をされているんですか。これ、ひとつお願いします。

◎ 議長（岡田 勇）

南生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（南 和昇）

失礼します。ただいまのご質問について、お答えいたします。京の学び教室では、3町村の児童を対象に致しまして、子どもの学習体験活動の機会の充実に向けまして、地域の方々を中心に数々の体験活動を実施しております。地域で子どもを育む機運がますます高まり、子ども同士、子どもと大人、大人同士のつながりもどんどん深まっております。3町村によりますので、地域によって学習活動が違います。主に勉強、学習活動をサポートしたり、夏休みでしたら夏休みの絵画教室、それから夏休みの工作、それから天体観測教室など、歩こう会などを実施しております。笠置につきましては、地元のカヌー教室等を実施しておりまして、あとは様々な地域の活動の方に学びを入れていくというかたちで事業をしております。この令和2年度につきましては、元年度のときには1年間フルに活動を実施できたのですが、2年度につきましては、先ほど畑委員さんが言われましたとおり、令和2年度につきましては、コロナの関係でなかなか計画どおり事業が実施できなかったということで、事業費に係る補助金ということですので、金額の方は、令和2年度につきましては少し少なかったということになります。

◎ 議長（岡田 勇）

畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

もう1点だけ。清掃費の中で、令和元年度は施設休炉に伴う焼却施設設備内清掃業務で1,100万は見ておりました。今回は休炉ということで見ておられません。その中で、水道光熱費も200万近くあります。それからごみ分析業務委託料、これは去年よりアップしているんです。この2点について、分かりやすく説明をお願いします。

◎ 議長（岡田 勇）

事務局長。

◎ 事務局長（大西 勝）

まず、光熱水費については、令和元年度は途中まで清掃を行っておりました。清掃を行っておりましたので、そこまではある程度動かしておまして、電気については容量がでかいので、普通の家庭用の電気みたいなかたちじゃなくて、関西電力さんと協議をして電力量とかを決めているということで、一応は、一旦清掃が終わってから協議をして、協議が整って途中からがと下げたということになっておまして、もうちょっと元年度は上がっていたと思うのですが、今年、それはできるだけ落としたかたちで電気代というかたちで令和2年度は上がっております。ごみ質の関係は、先ほど説明した水分であるとか、どんなものが含まれているか、久保議員の質問にお答えしたごみ質分析の関係の費用となっておって、それぞれ、そのときに見積もりとかを出してやっておまして、この額になっていると、その支払いに充てているということでございます。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。これより採決します。認定第1号、令和2年度相楽東部広域連合一般会計決算認定の件は、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

◎ 議長（岡田 勇）

挙手全員です。したがって、認定第1号、令和2年度相楽東部広域連合一般会計決算認定については、原案のとおり認定されました。日程第7、議案第7号、令和3年度相楽東

部広域連合一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

議案第7号、令和3年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）について、ご提案申し上げます。歳入歳出予算の総額9億5,613万2,000円に、歳入歳出それぞれ1,265万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,879万円とするものでございます。今回の補正は、令和2年度の余剰金を分担金及び負担金と相殺をし、相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策として、テールアルメ擁壁安全対策工事施工監理業務の経費を補正したものが主なものでございます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（田中 智）

それでは、令和3年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。議案第7号、読み上げさせていただきます。令和3年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）について、令和3年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条の規定により提出する。令和3年12月10日提出、相楽東部広域連合広域連合長、平沼和彦。次に、1ページをお願いします。先ほど、連合長の提案理由でもございましたが、今回の補正は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,265万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ9億6,879万円とするものでございます。それでは、歳入からご説明申し上げます。予算書の12・13ページと、併せて資料の1ページをご覧ください。今回の歳入補正では、決算により令和2年度の余剰金が674万2,000円計上されておりますので、繰越金として補正計上するとともに、各町村の分担金及び負担金と相殺する内容が含まれております。まず、1款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、負担金で18万1,000円の増額でございますが、町村ごとの金額につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。同じく、2項、分担金、1目、負担金では205万4,000円の減額となっておりますが、こちらも節の区分並びに町村ごとの金額は、説明欄に記載のとおりでございます。それでは、内訳についてご説明いたします。資料の1ページ、A3の方でお願いいたします。上段の「令和2年度精算分」の見出しをつけた表が令和2年度からの繰越金の精算分にあたるものでございます。先ほど、令和2年度の余剰金が674万2,000円とご説明申し上げましたが、この金額から既に当初予算におきまして130万円を前年度繰越金として計上しておりますので、今回、差額の544万

2, 000円を減額補正するものでございます。この表の精算額の欄を見ていただきますと、内訳といたしましては、負担金で338万8,000円、衛生費等に係る分担金の部分は205万4,000円多くいただいていたこととなりますので、町村ごとの内訳は、右の表のとおりとなっております。続いて、2段目の表が令和3年度第3号補正分でございます。第3号補正分といたしましては、表の第3号補正額の一番下の行、計の欄のとおり1,265万8,000円の増額を計上するものでございます。こちらも町村ごとの内訳は右の表のとおり、それぞれ負担割合に基づいたものとなっております。また、その下の右半分ほどで3段になった表では、繰越金の精算分と合わせた町村ごとの負担金・分担金別の内訳となっております。それでは予算書に戻っていただきまして、予算書の12・13ページにお戻りください。款4、府支出金、項1、府補助金、目1、教育費府補助金では1万4,000円計上しております。こちらは、地域学校協働本部事業で講師講演料が発生したことによる補助金の増額です。次に、款6、繰入金、項1、基金繰入金、項2、相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策基金繰入金で907万5,000円ですが、歳出で出てきますが、工事監理業務委託料に充当する分でございます。次に、7款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金でございますが、こちらは先ほどご説明いたしましたとおり、令和2年度の余剰金から当初計上分を除いた544万2,000円を計上するものでございます。続きまして、歳出予算の説明をさせていただきます。予算書の14・15ページと併せまして、資料の3ページ以降をお願いいたします。それでは、資料3ページの一番上の行で4款、衛生費、2項、清掃費、3目、施設整備費で907万5,000円を計上しております。こちらは12節、委託料において安全対策工事の施工監理業務費として計上しているものです。財源といたしましては、特定財源の欄のとおり、相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策基金から繰り入れするものでございます。続きまして、2行目から5款、教育費、2項、小学校費、3項、中学校費で共通する部分として10、需用費、17、備品購入費にコロナ対策として、アクリル板とCO₂モニターの導入、数量については、それぞれ小中学校で試算した数量となっております。次に、資料の4ページ、2目、和東中学校管理費で12、委託料166万7,000円、こちらは生徒の送迎として木屋から中学校分を計上したものでございます。続きまして、教育費の4項、社会教育費、1目、社会教育総務費の社会教育総務諸経費で17、備品購入費13万6,000円は、現在、使用中の紙折り機が老朽化のため故障し新たに購入するものです。同じく、その下の16、地域学校協働本部事業2万1,000円は、先ほど歳入で申しました講師講演料の謝金です。補助率は3分の2です。同じく社会教育費、3目、文化財保護費、和東町史編さん事業17万3,000円の補正ですが、こちらは説明欄にありますとおり、報告書の印刷代となっております。以上で、第3号補正予算の概要説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

これから質疑を行います。なお、先ほどと同様、同一議員による質疑は、同一議題について3回までとしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

5番、坂本です。資料3ページの教育費で、笠置小学校ではアクリル板と清掃追加分、CO₂モニター、このCO₂モニター2万1,000円を8台買うということですよ。ほかの和東、南山城村については、生徒数が多分笠置より多いと思っているので、あまり気にはならないのですが、笠置の小学校の場合は、教室の中に生徒が何人いるのかというのが一つ思っていて、全部同じ措置をしなければならないのかどうか。例えば、普通に空気清浄機と変えへんかみたいな、CO₂モニターがどこまでその人数に対して必要なものなのか。2万1,000円、まあまあするなと思うんですよ。庶民感覚で言うと。僕らが子どもの頃から教室の大きさは変わってないので、そこに対して子どもの比率というのは多分かなり激減してますよね。その中で、同じものが均等に必要なのかどうか。どういうふうなお考えをもって、この2万1,000円のCO₂モニターが必要なのか、アクリル板がまだ追加で必要なのか、どういう考えロジックの中でやられたのかお聞きしたいです。

◎ 議長（岡田 勇）

教育課長。

◎ 学校教育課長（原田 敏明）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。CO₂モニターの購入につきましては、文部科学省から学校などの教育現場におきまして、基本的な対策の一つといたしまして、換気を徹底するために二酸化炭素センサーの活用というのを提案されているところでございます。密閉状態の回避や換気の実施に向けましては、対策の中でも見えない要素であるため、適切な対応をさせていただくためには可視化することが重要であるというところでございます。室内の二酸化炭素濃度を測定することにより、換気の日安を効率的に把握することが可能になることから、今回、測定器の購入をさせていただくというところでございます。CO₂モニターの設置の箇所でございますが、一応、普通教室、職員室、特別教室、必要に応じまして保健室で活用することを想定させていただいているというところでございます。先ほど申し上げましたように、見える化ということで、学校環境衛生基準では、空気の二酸化炭素濃度1,500ppmが基準だということを目指しているわけではございますが、マスクを伴わない飲食につきましては、学校では給食ということが想定されるところでございますが、その部分につきましては1,000ppm以下が望ましいということとされております。給食時には換気を強化するというところで、今回、生徒の多い少ないにかかわらず、全小学校、中学校に購入させていただくというところでございます。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

5番、坂本です。分け隔てなくしていただけるのはありがたいと思うんですけど、公金ですので、別に笠置だけでなくもいいのではないのかと思う部分もあるわけですよ。自分らの財源やないから使ったらいいねんという考え方もありますし、平準的なサービスとして、みんな子どもは平等やしと、職員にも安心・安全を提供しないとあかんから、それはするんですという大義だとは思いますが。端的に自分たちの自治体を見たときに、2万1,000円のやつを和東町の人口比率と笠置町の子ども人口比率は一緒にならないので、その辺の説明も含めて補正予算を組まれるときに聞きたいなと思いますので、また、よろしく願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

議長。和東小学校管理費の中で、ちょっとお聞きしたいんですけど、この予算的などころに入っていないんですけど、発言許していただけますか。

◎ 議長（岡田 勇）

質問。

◎ 7番（畑 武志）

発言求めているねん。予算についてないんですけど、発言を求めているんですけど許可いただけますか。

◎ 議長（岡田 勇）

答えられるのかな。教育委員会。

◎ 7番（畑 武志）

内容を言いますよ。今年度、和東小学校の体育館の屋根の修繕をしていただきました。これは、今、進捗状況は終わったんですか、それともまだ進行中なんですか。その辺だけ確認して質問があります。

◎ 議長（岡田 勇）
教育課長。

◎ 学校教育課長（原田 敏明）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。もう既に、雨漏りの改修工事は終わってございます。工期につきましては、8月17日から10月15日までの工期を設定させていただきましたけれども、9月中には、施工は全て終了しているというところでございます。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）
畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

9月中に工事が終わったということをお聞きしました。これ、私、委員会の中でちょっとお尋ねしたらよかったですけど、昨日ぐらいに電話が入ってきたんです。おそらく12月7日に雨がかなり降ってましたので、そのときだと思えるんですけど、ちょうどステージの上が雨漏りして止まってない。いたちごっこをやっているみたいなものと、こういう連絡が入ってきたんです。それは、学校教育課は知っているのか知らないのか、その点についていかがですか。

◎ 議長（岡田 勇）
教育課長。

◎ 学校教育課長（原田 敏明）

お答えさせていただきます。その件につきましては、学校の方から既に連絡をいただいているところでございます。まず、施工業者に確認をしましたところ、一応、防水加工はさせていただいているというところではございますけれども、設置から30年以上たっているというところでございます。屋根の部分につきましては、金属板ということでございますので腐食、穴が開いていたりしている状況でございますので、一応、雨漏りはしているんですけども、雨漏りをしている箇所を見つけて反復的にコーキング加工していくことによって、徐々に雨漏りを改善していくという工法であるということは業者から聞いているところでございます。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）
畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

教育委員会がそういうことを把握しておられたら、それは結構なんですけど、いわゆるせっかくのお金を放り込みながら止まってないということは、これはいかなもんかと言うて相談がかかったわけです。何回やっても何回も年数がたっているから、そんな理屈になりませんよ。この点だけ、ひとつ業者にも厳しく言うてください。

◎ 議長（岡田 勇）

質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。これより採決します。議案第7号 令和3年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

◎ 議長（岡田 勇）

挙手多数であります。したがって、議案第7号、令和3年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。会議の途中ですが、ただいまから2時15分まで休憩します。

（休憩 14：00～14：15）

◎ 議長（岡田 勇）

休憩前に続き、会議を再開します。日程第8、議案第8号、工事請負契約の締結の件（相楽東部クリーンセンター擁壁安全対策工事請負契約）についてを議題といたします。議案の理由の説明を求めます。連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

議案第8号、工事請負契約の締結について、ご提案申し上げます。相楽東部クリーンセンター擁壁安全対策工事に関し、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議決を求めらるるものでございます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（田中 智）

それでは、議案第8号、工事請負契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。議案第8号、読み上げさせていただきます。工事請負契約の締結について、下記のとおり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。令和3年12月10日提出、相楽東部広域連合広域連合長、平沼和彦。記、1、契約の目的、相楽東部クリーンセンター擁壁安全対策工事、2、契約金額8,833万円（内、消費税等相当額803万円）、3、履行期間、着手、議会の議決を得た翌日、完了、令和4年8月8日、4、契約の相手方、住所、相楽郡和東町大字釜塚小字中溝16番地1、企業体名称、山城・宮幸特定建設工事共同企業体、代表者、山城建設株式会社 岡田秀幸、5、契約の方法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の規定による一般競争入札。このたびの工事請負契約につきましては、工事請負額が5,000万円を超える契約となることから議会の議決を求めるものでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

これから質疑を行います。久保議員。

◎ 9番（久保 憲司）

9番、久保でございます。この工事請負契約ですが、この契約の前にちょっと以前になりますが、全員協議会の中で設計の方から説明があつてお聞きした際に、この場所自体が全体が滑っているという状況の中で、現存のテールアルメを一部撤去して土も撤去して、その下側に幾らか置くという設計になっていました。テールアルメ全体ですら、滑っている土地の横に蛇籠を置いて、そこに移動させた土を積んでいくと、これ自体が大丈夫かと、蛇籠ごとまた滑っていくのではないかとというような心配を我々したわけで、そのときの質問で、これを設計した業者が、そういうことに万が一なつた場合は、誰が責任を持つのかと、そうしたら設計をしたところが、必ず責任を持ちますので大丈夫ですということでした。そのとおり、もちろん施工されていくというふうに思いますが、大丈夫だとは思いますが、もともとのテールアルメをつくったときに大丈夫だと思っていたものが、こういう結果になってきているわけですから、またぞろ、こういうことにならないとは限らないわけで、今、確認ですけれども、そういうふうなことにならないというのがひとつ確信を持って最終的に判断をされた、議会ももちろん、それで大丈夫やと言うから判断をしたわけですが、万が一のことがあつたときは、そのときの確認のとおり、

業者が責任を持つと、設計した業者が責任を持つ、施工した方が悪い、設計した方が悪いとか、その工程監理がうまくできてなかったとか、そんなことは二度と繰り返されてはいけないという意味で、非常に大事な契約になると思います。この辺の責任関係は、どういうふうに工事をされる請負業者なのか、設計をした設計業者なのか、あるいは工程監理をする工程監理者なのか、その辺の責任分担と言いますか、責任の所在点はどこにあるのかをお伺いしたいというふうに思います。

◎ 議長（岡田 勇）

連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

施工後、そういった不具合が生じる、また、災害になるというようなときの責任分担といますか、瑕疵の範囲というのは誰が受け持つのかというご質問ですが、もし、そういうことがありましたら、もちろん設計もそうですし、施工にあたってはそうですし、また、それを監理する施工監理、それぞれに原因、また、責任があろうかと思えます。ですから、設計は万全を期して設計をしておりますので、それを着実に設計の仕様どおり施工していただく、また、それが抜け落ちないように施工監理が工程を監理しながら、また、安全も監理しながら施工監理としての仕事をしていただく。その3つがきれいに責任分担を果たしていただければ、工事としてもきちんとできるのではないかとこのように思います。ですから、責任分担というのは、そのうちの一社じゃなしに、全員でやっぱり原因によっては変わってくる話かと思えます。

◎ 議長（岡田 勇）

久保議員。

◎ 9番（久保 憲司）

分かりました。いずれも、万が一の状況ですから、あまり仮定のことばかり申し上げられませんが、起こったときには、それぞれ起こったなりの原因があると。いずれにしろ最終的に発注者側である、いわゆる、最終的には住民がその負担をかぶらなければならないというようなことは起こり得ない。これは、しっかりと確約をしておいていただきたいと改めて確認をします。

◎ 議長（岡田 勇）

連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

そうしたことにならないよう、また、二次災害とかならないように万全を期してやっていきたい。我々も見守っていききたいというふうに思います。

◎ 議長（岡田 勇）

ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。井上議員。

◎ 4番（井上 武津男）

4番、井上です。反対です。私は、相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策工事請負契約に反対の立場で討論いたします。これは、建屋を除く部分の擁壁を取り除くことを安全対策として試みることかと思えます。しかしながら、一番重要なのは、建屋部分が震度6強の地震等で、この部分が倒壊する可能性があり、先ほどの久保議員が言われたように、建屋を含む全ての部分を取り除くことが重要であると私は考えております。もし、この工事が完了し、後に地震等で建屋を含む部分が倒壊した場合、この工事は、一体何であったのであろうかということになります。これは、工事ありきの請負工事かと思ひ反対といたします。

◎ 議長（岡田 勇）

賛成者の発言はありませんか。それでは、これで討論を終結いたします。これより採決します。議案第8号、工事請負契約の締結の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

◎ 議長（岡田 勇）

挙手多数であります。したがって、議案第8号、工事請負契約の締結の件については、原案のとおり可決されました。日程第9、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。各委員長から会議規則第76条の規定により、お手元に配付の申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。これもちまして、令和3年相楽東部広域連合議会第3回定例会を閉会いたします。本日はどうもご苦労さまでございました。

地方自治法第123条2項の規定により署名する。

相楽東部広域連合議会議長

署名議員

署名議員